

第七十五回国
参議院農林水産委員会會議録第十五号

昭和五十年六月十九日(木曜日)
午前十時二十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 隆君
理事 高橋雄之助君
川村 清一君
神沢 淨君
原田 立君

委員 青井 政美君
岩上 妙子君
大島 友治君
鈴木 省吾君
園田 清光君
久次米健太郎君
温水 三郎君
初村滝一郎君
平泉 涉君
山内 一郎君
工藤 良平君
志苦 裕君
鶴岡 哲夫君
小笠原貞子君
塚田 大顯君
喜屋武眞榮君

國務大臣 農林大臣 安倍晋太郎君

政府委員

農林大臣官房長 大河原太一郎君
農林省構造改善局次長 福澤 達一君
農林省畜産局長 澤邊 守君
農林水産技術会議事務局次長 小山 義夫君

食糧庁次長 下浦 靜平君
水産庁次長事務代理 兵藤 節郎君

事務局員 常任委員会専門員 竹中 謙君

説明員 厚生省環境衛生局乳肉衛生課長 岡部 祥治君
農林省畜産局流通飼料課長 金田 辰夫君

本日の會議に付した案件
○飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○神沢浄君 質問に入る前に委員長に要望をしておきたいと思つていますが、大臣の御都合が大体十一時直前くらいには衆議院に行かれるという、こういうことのあるのでありますから、もし大臣に御聞きしたいような主要の問題が残りました場合には、私の持ち時間が終わりました後の機会でも、ひとつ適宜の時間に質疑をお許しをいただきたいと思ひます。

○委員長(佐藤隆君) 承知いたしました。

○神沢浄君 そこで、この際私は、この飼料問題について少し勉強をさせていただく意味も含めて、ごく初歩的な質問から始めるのでありますが、最近の飼料の需給動向、これについてひとつ簡明な御説明をいただきたいんです。これは最近の五年

間の粗飼料と濃厚飼料との比率の推移ですね、一つ、もう一度申し上げます。粗飼料と濃厚飼料との比率の推移、最近の五年間、それから次に、輸入飼料が供給に對する比率の推移、やはりこの五年間、とりあえずその御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 最近におきます飼料需給の推移の実績でございますが、過去五年間というお話でございますが、四十七年、四十八年、四十九年、五十年という資料を持つておりますのでそれについて概要を御説明を申し上げます。飼料は各種の飼料がございまして、可消化栄養分総量というので同一単位に換算をして数字を表示をしておりますのでそれに換算をした数字で御説明を申し上げます。

四十七年度は飼料の需要量は可消化栄養分総量、TDNと申しておりますけれども、需要が二千二十五万三千トンでございます。それに對します供給量は、需要と供給は一致しておると、こういうふうに見まして、そのうちでいわゆる粗飼料、お尋ねの粗飼料は四百七十三万七千トン、濃厚飼料は一千五百五十一万六千トンということになっております。

なお濃厚飼料のうち輸入濃厚飼料でございますが、これは四十七年度は九百八十八万八千トンという数字になっております。次に四十八年度を申し上げますと、需要は、総供給も一致でございますが、二千五百四十九万九千トン、そのうち、供給のうち粗飼料が四百五十三万八千トン、濃厚飼料が一千六百一十一万一千トン、輸入は一千四百四十八千トン、これも可消化栄養分総量による数字でございます。四十九年度は需要と供給の総量は二千六十六万六千トン、その供給量のうちの粗飼料の供給量は四百八十一万五千トン、濃厚飼料は一千五百八十四万五千トン、そのうちの輸入は一千三百三十三千トンでございます。五十年度は、現段階ではこれは推算の域を出ません。今後来年

三月までどの程度かということ、家畜の飼養頭数の推移とも関連しまして正確に推算はできませんけれども、現在われわれが持つておりますものによりますと二千七十九万トン、これが需要量でありかつ、供給量である。供給量のうち粗飼料は五百五十五万トン、濃厚飼料は一千五百七十四万トン、そのうちの輸入量は一千九十六万トンというふうな推算をいたしております。

なお、お尋ねでございました粗飼料の供給率、ただいまの数字で割り算をして見ればおわかりいただけるわけでございますが、問題になります粗飼料の供給率というものを四十七年度から五十年度まで見てみますと、四十七年度は二三・四％、四十八年度は微減いたしました二二・一％、四十九年度は二三・四％、五十年度は二四・三％というわけで、まあおおむね横ばいでございまして、わずかながら今年度は上がる見込みであるというふうに見ております。

○神沢浄君 ずらずらと数字を聞いてもなかなか、そのまゝ頭に入るものじゃないけれども、その傾向というふうなものを見ますと、やっぱり粗飼料の場合は若干上向きといつても、別に上向きほどの兆候が出ておるわけじゃなくて、むしろ低下の線を横ばいをしておるような感じがする。それから、濃厚飼料の場合はこれはほとんどふえていつておる。増高線をたどつておる。輸入飼料の供給に對する比率というものは、これはもう漸増傾向というやつをずっと進めてきておる、こういう形だと思つておりますが、これが延長をしましりましてね、延長線上を進行をして、昭和六十年度を目安にして、例の需給部会ですか、資料を出してますね。需要と生産の長期見通しというのをですね。これに基づきますと、いまの傾向というものがどう変化をしていくか、どういふふうに変化をしていくか。粗飼料の横ばい状況、濃厚飼料の動向、どんどんふえていく動向の傾向、それから輸入飼

料が供給に對する比率の漸増の傾向、こういうものが六十年を目安とした需給部会のもつたあとの数字に照らしてみますと、どう変化をしてくかというふうな点もちょっとお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 先般閣議決定をいたしました長期見通しによります飼料の需給の見通しについての御尋ねでございますが、御承知のように、四十七年度が基準年次になっておりますので、先ほど申し上げたような数字と比較して、六十年がどのようになつておるかという点をこらういただくとおわかりやすいかと思ひますが、四十七年度の需要量は、先ほど申しましたように二千二十五万三千トンでございます。これはTDNに換算をいたしております。六十年度はその需要がかなりふえまして二千九百八十七万八千トンというふうで、約九百六十万トン前後の増減を要してふえる。供給も同じというふうに見ておるわけでございまして、そのうち、粗飼料につきましては、四十七年度は、先ほど申しましたように四百七十三万七千トン、それに対して六十年度の見通しでは九百二十六万九千トン、それに対して、濃厚飼料は、四十七年度が一千万五千五百一十一万六千トンと申しましたが、それに対して六十年度は、二千六十万九千トンでございます。したがって、供給の中では粗飼料を九割前後、かなり大幅にふやすということを目標にいたしておるわけでござい

ます。その際の濃厚飼料の輸入量でございますが、四十七年度は先ほど申しましたように九百八十八万八千トンでございますが、六十年度は一千四百七十七万二千トン、TDNの換算でございますが、一千四百七十七万二千トンというふうに見ておるわけでございまして、それによりまして、お尋ねの飼料の自給率でございますが、四十七年度には、これは四十七年度という年は御承知のように過剰米を飼料に回したという特殊な年でありますので、その辺を考慮いたしますと、四十七年度は四五・九％、過剰米を除きますと、こういう自給率になつておるわけでございまして、それに対

しまして、六十年度はわずかでございすけれども五〇・六％の総合飼料の自給率というのを目標として、見通しを立てておるわけでございす。

○神沢清君 いまの御説明によりまして、粗飼料の場合は一応、いま国が講じようとしておる施策の効果を一応見通して約二倍近くになる、こういうことだと思ふのです。これはいいのですけれども、今度は濃厚飼料について言えば、国内産というのとはほとんど横ばいの数字で、三％ばかりふえる勘定にはなつておるわけですか。ところが、この輸入物については、四十七年度を基準にして、六十年

度の場合は一四九・四％ですから約五割ふえる、こういう数字になつておるわけですか。

私は、そこでもつて非常に感じさせられる問題があるわけなんです。輸入飼料に對する依存度というものは自給度の回復というものを目安にして、ここにいづゆる攻めの農政を開始をしていっていると思ふのですけれども、その際、事、畜産については輸入飼料というのが、外国飼料に依存する度合いというのはいよいよ増大をして、いまの石油危機直後、特に見直されてまいりました。えさの、ことさらに畜産については、えさの急激な価格の動向というやうな事態を通じて、そして畜産危機が叫ばれて、国としても躍起になつて対策を講じてきておるわけなんですけれども、この日本畜産というものの本質について考えてみると、やっぱり私どもは問題は二つになるんじゃないか。

一つは、その不安定性の第一とするのは、いわれておるところの加工型畜産、別にいわゆる小作型畜産というやうなこともいわれているわけでありまして、いわば濃厚飼料はほとんどを外国に依存をして、そして日本の畜産農民というのはいまの畜産の不安定性の第一の事由になつておるのだと思ふのです。

さらに、それぞれ専門の立場から指摘をされておるところなどによりまして、いわゆるお仕着せ畜産というか、濃厚飼料の大宗をなすものは外国

依存ですから、入つてきた飼料穀物は、すぐこれらもう配合の業者なり団体なり仕事をしておるところへ回されて、配合飼料になつてお仕着せに供給をされておる。こういうことを通じていまの日本畜産の不安定性の大きなものの第二は、いわゆるお仕着せ畜産的な性格。加工型畜産とお仕着せ畜産的な性格、この二つが日本畜産の不安定性というものをこれはもう象徴しておるものだ、こういうふうにいわれていると思ふんです。

そうすると、これから将来に向けて事、畜産に關する限り、農政の中でも取り組んでいく方向というの、この日本畜産の不安定性として指摘をされておる、いわゆる弱点として取り上げられておるものを解消脱却をしていくという方向でなければならぬんじゃないかというふうにか考へるのではありませんが、そういう点からいいますと、どうも六十年を目安として出されてまいつております数字からすれば、事、濃厚飼料についてはいよいよその依存度を増大をしていつておる、こういうことにならざるを得ないのでありまして、私は、これでは日本の畜産の将来への安定というやうなものとは不可能じゃないか。いま目の前でもつて外国の飼料穀物への依存の状態を断ち切るということは、これは無理でしよう。無理でしようけれども、しかし政策の方向としてはそれが断ち切られていくやうな方向がここでもつて示されてくるやうなものでなければ、私は責任ある畜産政策ということにはならぬんじゃないか、こういうふう

に感ぜざるを得ないわけなんです。その点につきまして局長のひとつ御説明をいただいで、その上で私は大臣のお考えをお聞かせいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(澤邊守君) わが国の飼料需給が、先ほど申しましたように、非常に海外に依存率が高いという点は、現状のままにおきましては一つの畜産、わが国畜産の不安定要因だといつて御指摘はわれわれもそのように思つてございす。われわれといたしましては、できるだけ国内におきま

す飼料資源の開発を進めまして飼料の国内供給率、自給率を極力高めていくことが必要だといふふうに思つてございす。その際、御指摘の飼料穀物——トウモロコシ、あるいはコーリヤン、あるいは麦類を中心になるわけでございます。あるいは大豆等もあるわけでございます。それらのものを、どのようにして国内供給を高めていくかという点につきまして種々検討をいたつたわけでございす。現状におきましては、トウモロコシとかコーリヤンという飼料穀物の主力農産物につきましては、御承知のように表作でございますので、稲作なり、あるいはその他の野菜作、その他日本の夏作物と土地利用の面で競合するといふやうな点、あるいは生産性等を見ましても、御承知のようにこれらの飼料用穀物は大規模で非常に粗放経営をやつて省力、大機械を利用することによる省力経営に適した作物でございすので、わが国の狭小な農地におきまして種々工夫をいたしまして、これを栽培する場合、生産コストの面におきまして、海外、たとえばアメリカ等と比べますとかなりの差が出ざるを得ない。御承知のように、最近アメリカ等を初めとする世界のトウモロコシ、コーリヤンの価格はかなり高くなつてまいつておりま

すけれども、それと比較いたしまして、国内で、もしトウモロコシを生産するといふやうな場合を試算してみますと、二倍から三倍ぐらゐの価格差が出てくる。世界の飼料穀物需給が緩和をいたしまして価格が下がるというふうになりますと、さらにそれ以上に大きな差が出るというやうな点等を検討いたしますと、いま直ちに国内におきましてトウモロコシとかコーリヤンというやうな飼料穀物を全面的に増産するといふことには踏み切れないというのがわれわれの率直な現段階においての考へでございます。

ただ、飼料穀物もできるだけ国内で生産する、少しでも、といふやうな観点からいたしまして、麦類につきましては食用麦とあわせまして国内でつくる。これは冬作物であり、特に水田裏作につきましては、かつては相当作付をされたことがこ

ざいますので、飼料用の麦につきましても、水田の裏作あるいは畑の冬作等を、できるだけ作付を促進することにおきまして、食糧麦と並んで飼料用穀物である大麦等の飼料用麦につきましても国内生産を促進してまいりたいということ、先般の長期見通しにおきましてはとりあえず飼料麦として三十万トンぐらゐの国内生産を予定しておるわけでございます。飼料用穀物につきましてもそのようなことによつて少しもということでございますが、大幅に生産をふやすということとはなかなか困難である。したがつて、われわれといたしましては、国内の飼料資源を開発をして飼料供給をふやすためには、まず大動物の飼料になりす牧草なり、あるいは青刈り飼料等の飼料作物を生産をする、増産をすることによりまして飼料全体の自給率を高めるということに重点を置くべきである。こういうような考え方で草地の開発造成あるいは既耕地に対します水田裏作を含めまして飼料作物の導入、あるいは山林におきまして野草、あるいは林野におきまして野草等の利用、あるいはかつては利用され、現在は非常に利用率が低下しております等々の農場副産物の飼料としての活用というように、できるだけ進めてまいるといふ点に重点を置きまして、国内の飼料供給の拡大を図つていきたいというように考へておるわけでございます。

まあ、中小家畜は御承知のように牧草を食へませんので、これはどうしても飼料穀物に依存せざるを得ない。これも今後経済の成長いかにによりまされども、なお国内の中小家畜の畜産物の利用はふえると思ひますので、それに合わせた国内生産を確保するためには海外からの飼料穀物の輸入というところに依存せざるを得ないというふうに考へておるわけでございますが、そのためには輸入の安定を図ることがどうしても必要であるというところで、長期的な主要国との取り決めの問題、あるいは備蓄の問題、あるいは輸入先の多角化の問題、あるいは長期的な観点からの飼料資源の海外における開発に対する協力の問題等を検討

しておるところでございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま局長から申した述べたように、飼料につきましては飼料作物、麦類については今度増産を図つていかなければならないわけでありまして、またこれができる条件もあるわけでございますが、しかしトウモロコシ、コウリヤンといった飼料穀物につきましては、今日のわが国の生産条件からしてこれを増産をするということは不可能である。したがつて、この飼料穀物については外国に依存せざるを得ないということでございます。先ほどもお話がありましたように、昭和六十年では大体飼料穀物の輸入は現在の一千万トンから千五百万トンと五割もふえる。これは畜産の伸びと相関連をして五割ふえるということになるわけでありまして、これはどうしても外国に依存せざるを得ないわけでございます。したがつて、われわれとしてはこの飼料穀物の輸入につきましては、輸入の体制につきまして再検討する、そして中期的な長期取り決めのいふところを行つて安定輸入を図つていくというところに重点を置いて今後の農政を進めてまいりたいと、こういうふうな考へるわけでありまして、

○神沢清君 大臣にお出かけになる時間が迫つていふようですから、端的にお尋ねをしておきたいと思ふのですが、御説明によれば、国内の飼料自給の対策というものを鋭意進めると。進めてまいりましても、やはりコウリヤン、トウモロコシ等々には解決できないものによつて日本畜産は成り立つておる以上、やはり国外からの輸入というものをこれはどうしても土台に考へていかなければ、この構想は成り立たない。それについては安定輸入というふうな問題についてこれは取り組んでいかなければならない、こういうふうなことだと思ふのです。が、そういうことになりますと、やはりこれは国内で自前でもって解決がしていけないという方向が一つ大きな柱として日本の畜産の場合にはあるわけであつて、そうしますと、さきも触れましたような現状におけるところの日本の畜産の最も弱点とされておる加工型ないしお仕

着せ型と指摘をされておるこの問題というのは、これは解消しないということに、脱却し得ないということにならざるを得ないわけでありまして、そうなつてまいりますと、それらの条件と情勢の上に日本の畜産の安定をどう図つていくかということになれば、やはりこれは価格問題というふうなものを主として取り上げていかざるを得なくなつてくる。いま意見として、私は、この飼料問題を軸にする日本の畜産問題というのが、日本の農業問題をかぎり端的に象徴的にあらわしている部分だと、こう思ふのですが、したがつて、特に畜産に関する飼料の問題についてはやはり第二食糧的な構想というものがどうしても避けられぬのじゃないか。日本の畜産の安定というものを図つていくためには、やはり詰まるところは第二食糧的な構想というものをとてもこれは抜きにしては成り立たない、こういう意見が最近非常に強まっているようでありまして、大臣に時間があれば、

いへば第二食糧といったものをつくるべきであるという御意見だと思ひますが、私はやはり第二食糧をつくるというところは非常にむずかしい問題じゃないかと思ふわけでありまして、というのは、今日まで御存じのように、トウモロコシ、コウリヤンについては自由化ということの中で民営で行われておりました。そして、今日までできておるわけでございますが、これを麦と同じような食糧制度という形の中でその国家管理にする、一元化輸入をするということとは、これは国際的にも一つの問題が起こつてくる可能性もあるんじゃないか。それからやはり自由化で、民営のいい点はやはり機動的に、弾力的に輸入が行われるという、非常にいい面もあるわけでございますが、これを一元化するということになれば、そういう点についての一つの問題点も出てくるんじゃないか、硬直化する可能性もあるんじゃないかと思ふわけですが、それからやはりこういう問題について食糧的なものにするということになりますと、いまの食糧も御存じのように、大変な赤字を抱えておりますが、これをまたさらに一つの第二食糧的なものにしなると、その機構、人件費、そういうものを整備しなかならぬ、膨大な予算措置も伴つていふわけでございます。したがつて、こういうふうな、私は、第二食糧でやるということも一つの御意見としてはわかるわけですが、これをやることはしかし現実にはむしろ即さないんじゃないか。それよりは先生のおっしゃる、やはり基本的な問題というのは飼料穀物の安定輸入、安定供給ということじゃないかと思ひますが、そういう見地からこの飼料問題に対処していった方がいんじゃないか。まあおかげさまで国会におきまして飼料の基金制度、価格安定のための基金制度というものをつくつていただいたわけでございますので、こういうものをうまく運営するとともに、輸入につきましては長期取り決め、あるいは中期取り決めといった安定輸入の道を開いてそれによつて安定輸入をしていく、そういう点でこれに対処していくためには食糧的なものをつくるよりはベターではないだ

ろうか。改善をしなきゃならないところはあると思いますが、しかし、第二食管をつくることよりは、むしろ基金制度の充実、あるいはまた長期的な、あるいは中期的な輸入の安定化という方向でこれに対処した方がベターではないかと、私はまあそういうふうを考えておるわけであります。

○神沢澤君 大臣の時間が最初お約束してきめられておりましたから、いずれました、私はいまの御答弁ではなはだ意の尽くせないものがたくさん残るわけであります、いずれまた後の機会にいたしたいと、こう思うのであります。

そこで局長にお尋ねをいたしますが、いま大臣がおっしゃっておられました、基金制度等をうまくと言われたが、このうまくということはどういうことか。むしろこれは大いに論議しなきゃならぬ点だと、こう思うのですけれども、うまく運用をすることによって、そしてこの問題の克服を考えていこうと、こういうことのようにありますが、そうして、あわして、まあすでに米の場合、八千億にもこれはなるといふうなことを言われているたんですけれども、それは予算をみみちくしておくから赤字も出るわけであつて、別に思い切りその予算の計上が伴えば何も赤字などが出る筋合いのものではないと思ふんです。食糧制度というものが、私は何かいまの政府の解釈の仕方というもののがかなり違っているんじゃないかという考え方を持つておる一人なんですけれども、その問題はさておきましても、しかし、申し述べてきましたように、外国穀物に依存しておるいまの状態とこういうものは、にわかには脱却できないということ。したがって、安定輸入等の問題をまず取り組んでいかなきゃならぬ。あわして自前の、自給のできるような対策というものも講じていく、こういうことでありますけれども、それでは、いまその近い将来を見通してみた場合に、やはり日本の畜産の、まあきわめてすぐに、畜産危機というよなもの、畜産の、まあきわめてすぐに、畜産危機というよなもの、外国の穀物市場の動向いかによつては、すぐにも日本の畜産の死活に及ぶようなこと、こういう状態に波及してしまふ。

だけれが、もつとはかの経済の問題でもって何かアメリカでくしゃみをすれば日本では重態に陥るというようなことをいつか言われたのを聞いたこともあるわけなんですけれども、日本の畜産の場合なんというのはまさにそうであって、外国のシカゴあたりの相場の動向いかによつては、そこでちよつとくしゃみ程度の状況が起こつただけでもつて、日本の畜産というやつは、全くそれはもう重態に陥つてしまふ。これをどこで脱却をしていくかという、どこでそういうものを、まあその仕組みを脱却をして日本の畜産の安定というものを図つていけるかと。こういう点について、農林省などはどんな考え方をされておるのかですね。ばくはその辺が何としてもわからない点なんんですよ。これをお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(澤邊守君) 膨大な輸入飼料原料、特に穀物につきまして、海外に対する依存率、依存を大きくしているということは非常に、考えようによりましては、御指摘のとおりわが国の畜産の不安定要因の一つ、大きな要因であるというふうに考えます。そこで、国際需給なり国際価格によります影響を大きく受けるわけでございますが、その場合、量の問題と価格の問題と、二つの点で影響を受けるわけでございますが、まあ量は昨年でございますか、大豆の輸出規制あるいは昨年もアメリカのトウモロコシ等の輸出規制が行われるかもしれないと——ある意味では実質的には、自主的な規制という名において、ある程度行われたとすら言えると思うのでありますが、そういうことに對しまして、どのようにしてわが国の量的な確保を確実にしていくかということにつきましては、まず第一に考えなきゃならぬそれは、輸入先をできるだけ分散をしていく、特定の国、現在はアメリカに対する依存率が非常に高まっておりますこれを、多元化するといえますか、輸入先の多元化といえますか。できるだけ分散をしていく。これは長期的に考えていかなるを得ないと思いますが、そのようなことをするとか、それからまた、そうは言いましたも、当面アメリカに対する依存

率が高いことは、これは脱却できないと思いますので、アメリカその他主要な国との間に先ほど大臣も申しましたような長期あるいは中期の輸入契約あるいは輸入取り決め、これは政府間でやる場合と民間団体が自主的にやる場合と二つの手法があるかと思います。これは相手国によって違いまして、アメリカのような場合はなかなか政府間というわけには、非常に厳格なものはずかしいというように思います。非常にソフトなものならば、あるいは政府間であり得るんじゃないかというような気もしますが、その辺がなかなかむずかしい点がございます。が、いずれにいたしましても、長期契約を民間ベースあるいは政府ベースで取り決めるということによりまして、国際需給が変動した場合でも、日本は必要なものを最小限度安定して確保できるというようなことを考えていきたいということでございます。それからさらに需給、国際的な需給の不安定といいます場合、作柄の変動もありますけれども、港湾ストだとか、あるいはまあ石油が足らなくなるというようなこと、二年前には現実にはそういうことを必配したわけでございますが、そういうようなことによりまして一時的に輸入が滞るというような場合に備えるためには、国内において備蓄をするということが量的確保という面で大事じゃないかということでございます。これは備蓄といいますのは心配をすれば限度のないことでございますので、現実的には経費等にもらみ合まして何カ月分というような考え方で計画を立てざるを得ないと思います。が、そのような国内において備蓄をいたしまして、一時的に輸入がとだえた、あるいは縮小したという場合に対処できる体制をとっておくということとで農林省では現在、飼料穀物につきましては、五年間で約一カ月分の備蓄を行うということで、昨年から予算措置は講じていただきましたが、昨年は御承知のように、現実に備蓄どころか、当年度に必要なものを確保することに非常に苦慮したといいうような事情、あるいは価格も高かったといいうことで去年は実行はできなかったわけで、今

年からそれを実行をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから第二点は、価格の問題でございます。国際価格が非常に大幅に変動するような傾向が最近見られる、これは長期的にも従来のように安値安定ということはなかなか期待できない。まあ高値不安定という表現を一言では使っておりませんが、そのような価格が中期的、長期的にも見通されるといふことからいたしますと、それによります国内の配合飼料等の飼料価格の影響を緩和するといふ安定対策が必要であるといふことから、先ほど大臣が申し上げましたように、四十九年度の補正予算、さらに今年度の予算によりまして配合飼料価格安定特別基金というものをつくっていただきまして、これによりまして海外要因によります原料価格の変動によって製品である配合飼料価格が一定幅以上に動いた場合には、そのショックを緩和するといふために補てん財源に對しまして異常補てんを行うための財源に對しまして二分の一國が負担をするといふ制度を開いたわけでございます。これによりまして、二年前から価格が数次にわたつて暴騰いたしまして畜産経営が非常な打撃を受けた、その都度融資とかあるいは民間にございました従来の三基金に對します補てん財源の援助というやうなことを、その場、その場でやつてきたのを、恒久的な制度として確立しようとするといふことに一歩進めたわけでございます。これらの運用につきましては、なお実行しながら不備な点があればさらに改善をしてまいるといふことでスタートをしておりますので、この線では価格の安定といふものについては努力をしてまいりたいといふふうに考えております。

○神沢淨君 いまの御答弁に関連して、ちよつとついでに、二点お聞きしておきたいと思つてんですが、主要な飼料穀物の對外依存の実態についてですけれど、これ品名と、それから國名と輸入量全体の中へ占めてゐる比率をちよつと説明をしていただけませんか。

○政府委員(澤邊守君) 主要な飼料原料につしま

して申し上げますと、トウモロコシ、コウリヤンが何としても最たるもので主要なものでござい

ますが、トウモロコシにつきましては、四十九年度で申し上げますと、輸入量が全体で五百六十四万一千トンでございます。これはほとんど国内生産がございまして、ネグリジブルでございまして、ほとんど一〇〇に近いというふうに御理解いただければいいかと思いますが、そのうちでアメリカからは四百七十四万九千トン、これは八四・二％の割合になっております。全体のうちで八四・二％はアメリカから入れている。そのほかはタイから七十五万八千トン、これは一三・四％に当たります。あとは一％以下でオーストラリアとかアルゼンチン、南アというのがござい

ます。ほとんどアメリカ、タイ二国であり、しかもその中でアメリカが八四・二％、これはちなみに四十九年度申し上げますと、これが八八％、その前はそれほど高くはございまして四十五年は六八％、四十六年は五四、四十七年は七九というラウンドで申し上げますと、それが世界の穀物の不足というこ

うこと二年來の事態によりまして様相が変わりまして、アメリカに対する依存率が非常に高まりました。アメリカは余り不作でなかったというこのためにこのよう

な結果になったわけですね。これは正常になりますと、また少しアメリカのシェアは低下するということに思

います。次にコウリヤンでございますが、これは四十九年度申し上げますと、三百八十五万五千トンの輸入をいたしております。そのうちでアメリカからの輸入量は二百一十一万五千トン、五五・六％で半ば以上占めております。次がアルゼンチンの八十七万七千トン、これは二二・二％、それからオーストラリアが七十三万九千トン、これは一九・四％でござい

ます。あとは一・二％、南アとかタイとかというのがござい

ます。コウリヤンは比較的アメリカに対する集中度が低いということがござい

ますけれども、なお半ば以上占める。ただ、これはトウモロコシとちよつと逆でございまして、四十八年度はアメリカに依存度が約七五％ござい

ました。四十七年にさかのぼりますと、これ六四％、その前はそれほど大きくはござい

ませんが、ことし四十九年度は五五・六％というようにアメリカに対する依存が非常に高まっております。○神沢浄君　そこで、さつき言うように、何とい

いますか、輸入飼料の安定を図っていくと、これで見てもわかるように、ほとんどこれはアメリカに大

必要なんだということを言っているようですね。これきつともお読みになつていらっしゃると思うんですけれども、これに對してどんなふうな御所見か。それからたとえば一月の問題にしましては具体的にどういふふうな計画になつておるのか。とにかく備蓄というのは置くところもなければならぬしするわけですね。歩合の問題から何から、これはそういう事態に入ればなかなかいろいろの問題があると思うんですが、そのような点についてはどんなことになつておるのか、ちょっとこの際お尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) ただいま御指摘でございますが、これはたしか二カ月の備蓄を造成する、これは政府みずから特別会計を持つんだというふうな趣旨ではなかつたかと思ひます。私どもといたしましては、先ほど申し上げましたような飼料の原料の安定供給を確保するという意味からの諸対策の一環といたしまして、国内におきまして飼料原料を備蓄するという必要があるということで、四十九年度から備蓄の予算も計上いたしまして事業をすることにいたしております。先ほど申しましたように、昨年度は初年度でございましてけれども、國際的に需給が非常に逼迫して物がなかなか手当てができなかつた、あるいは価格が非常に高かつたということで実行ができなかつたわけでございまして、今年度第二年度、實際には初年度ということになるわけでございまして、実施についていま検討しておるところでございまして、考え方といたしましては、現在飼料配合メーカーは通常約一カ月のランニングストックを持つております。これは備蓄というよりは原料として絶えず工場倉庫に持つておつて、原料の切れないうちに使うということでございますが、その需給關係、價格關係によりまして若干増減はいたしますが、大体平均一カ月ぐらゐを持つておる。これは飼料メーカーの配合飼料の製造コストの中で約八割以上が原料価格でございますので、原料をいかにうまく在庫管理をするか、逆に言いますれば、

別の言葉で言いますれば、できるだけ少なく持つ、すれすれで持つていく、しかも足りないという事態のないようにするというのが、ある意味ではコストダウンの一つの大きな要因になつておるという面がございまして、なかなか持ちにくい。それからもう一つは、トウモロコシにつきましては、前とは若干違ひますけれども、使替期間が非常に短い、わが國の場合は、御承知のように湿度が非常に高い國でございまして、梅雨の時期を初めといたしまして長い期間保管をしておきますと品質が低下するという心配がございましてなかなかたくさん持ちにくい。まあ二つの理由がございまして、大体一カ月ぐらゐ持つておるのが通常でございまして。

それに対して、備蓄をどの程度やるかということは、経費をかけてうんとたくさんやればそれだけ安心感があるわけでございまして、現実問題といたしまして、保管するサイロが現在不足しておるということ、通常の持つておる一カ月にさらに一カ月分を五カ年間でふやす。通常のランニングストック一カ月のほかに一カ月分をこれは備蓄という意味でふやすというようにことを民間と國が分担をしてやるといふことを目標にしておるわけでございまして、これは合計百十五万トンの備蓄を五カ年間で造成するという考えでございまして。そのうちで四十五万トンが大麦によつて國が行う。残りは民間、特に主として飼料配合企業が実施をする。それに対してサイロの建設資金、それから備蓄を行うための保管料等につきまして金利の助成をしていくというのが助成の内容でございまして。これは予算的には先ほど言いましたように昨年から始まつておりますけれども、ただ、実行はことしからということで、現在具体的なやり方について検討をいたしておるわけでございまして。

ただ、これはなかなか実行段階になりますと非常に問題が多いわけでございまして、先ほど申し上げましたような事情もございまして、個々の企業からいたしますと、在庫をよけ持つという

ことは若干の助成がありましても採算上は経営の負担になる面があるわけですが、当面は。何か足らなくなつたときには、それは他の企業よりは有利になるという面がございまして、通常の場合には、それだけ負担になるといふことで、なかなか個別企業ごとに助成するといふ形ではやりにくいという面がございまして、何らかの団体をつくつて協会的なものをつくりまして、そこで、會員がそれぞれ負担金を持ち寄つて民間負担分を出していく。そのかわり放出する場合に、同じように分担金の拠出割合に応じて受益をするといふような仕組みを考えていかなければいけないのではないかとこのように考え、現在協議をいたしておるところでございまして。

なお、備蓄の問題につきましては、御承知のやうに國際的にも問題になつておまして、食糧穀物が中心でございまして、場合によつては飼料穀物にまで及んで國際的な備蓄を各國が分担をしてやるといふようなこともあるいは将来はなるうかと。なる場合もあり得るかと思ひますが、ただいま申し上げましたのは、わが國の飼料の安定という観点から独自にやろうとしておることでございます。國でみずから備蓄をやるといふやうなやり方があるいは一番確実な方法、反面、経費が非常にかかるという問題がございまして、現在民間と國の分担方式ということで一體的な計画を進めておるところでございまして。

○神沢浄君 備蓄の問題はその辺置きますけれども、しかし、いまちよつとはしなくも触れられておるやうに、いまにアメリカにためておいてもらつて、そして必要な際に日本でもらうていくやうな備蓄なら、これは問題にならないです。これはとにかく備蓄するんなら目の前で使えぬ備蓄でなければどうにも備蓄の意味をなさないと思ふのです。その辺はひとつ慎重に對処していつていただかなければならぬと、こう思ふのです。

そこで時間もだんだん経過してきますのでこの問題にばかりかかつておれませんか、私は、

この点を一度聞きたいと思つておつたのですが、飼料用穀物が輸入されてくる、それからそれぞれ配合飼料の業者、まあ全業者という範疇へ入れていいかどうかはわかりませんが、配合飼料がつかられて農家へ私流に言わせればお仕着せに回つてくる、こういう仕組みのようですね、大体日本の畜産の現状というのは。そこで價格の問題ですけれども、配合飼料の價格形成というやつはどういふふうになつておるんですか。私などがちよつと耳にしたところでは、大体予想價格でもつてやつておる。向こうからちゃんと仕切りがきて、その仕切り價格でもつてやるんだつたらばこれは正味のところでしようけれども、大体決済が百二十日ぐらゐになつておるのだから、予想價格でもつて價格形成といふものはなされておる。こうなつてきますと、予想價格だといふと後べらばうに高騰でもしたときにはそれはそのままの業者の損失になつてしまふといふこともあると同時に、今度下がつたときには収益に、それこそもつと農家に対して安くしてあげてもいい分まで、もうけてしまふといふやうなことになるわけでありまして、その辺はどんなやうになつておるんだか、この機会にひとつ勉強させていただきたいと思ふし、それからこの價格形成の問題については農林省ほどの程度まで介入できるのか。まあ要するに監督指導の權限といふやうなものを持つておられるかといふことも含めてお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(澤邊守君) 配合飼料原料は大半が海外に依存しておりますために、海外の市況によりまして原料價格が大きく動く。それに加えてさらに國內の製造コストあるいは國內飼料原料等の價格の動きもございまして、絶えず変動する要因を持つておるわけでございまして。御承知のやうに國際的な飼料穀物原料であるトウモロコシの相場というのはシカゴが世界の基準になつております。シカゴ相場というのは毎日動いておるわけでございまして、ある意味では毎日配合飼料

メーカーの使う原料価格は動いているということも言えるわけでございますので、しよっちゅう動くわけでございます。それで現在のやり方は、各飼料会社とも四半期ごとに価格を、工場建て値というのを決めております。ことし、本年度でいいますと四月・六月の期間が現在決まっております、七月・九月を近く決める段階にまいっております。

どういふような価格の決め方をいたすかと申しますと、いろいろ細かい点は別にして大ざっぱに申し上げますと、たとえば六月から九月の配合飼料価格を決める——この二、三日のうちに決めると思ひますが、その価格といふのは、たとえば六月に使うものの買付けはいつやっているかといふと、数カ月前にやっているわけでございます。それを一カ月工場在庫があると申しましたので、六月に配合飼料として製造されるものはすぐこれは農家へは余り期間を置かずに行くわけでございますが、大体五月に日本に到着したものの、工場の倉庫に入つたもの、こういうふうには御理解いただければいいわけです。アメリカから持ってくる場合、ガルフからバナマ運河を通つて来るわけでございますので、いろいろ見て一カ月近くかかるということになりますと、輸送期間がそれだけかかる。それから国内で積み出しの前に価格を、値決めといふものをしていくわけでございます。値決めの前にさらに数量については予約のようなことをやっておるわけでございます。したがって、価格は六月に使うものは、在庫が一カ月、それから輸送が一カ月、その前に積み出しの前に一カ月ないし三カ月ぐらゐの間に値決めをするということになって、平均すると積み出しの二カ月ぐらゐの間に平均して値決めをしておるといふことをしますと四カ月ぐらゐ前で、ドル相場でアメリカから輸出する場合は価格の値決めをしておる。それが、あとフレートが幾ら、それから円相場が毎日動いておつて、それから円の決算は大体船積みしてから四カ月ぐらゐに決済をするということになつておりますので、円建ての価格といふのは、

船積みしてから船で一カ月、それから工場倉庫で一カ月と、六月に使う場合には、その七月か、六月に使用して販売したものは七月か八月ごろに決済される。そのときのドルと円の交換相場によつて決済されるわけでございますので、それを五月中に、第二・四半期が始まる前に、今回は六月中に決めるわけでございますので、先ほどちよつと九と申しましたが七・九の誤りでございまして。六月中に七・九の三カ月間を決めるわけでございます。その、いま申しましたように四カ月のズレがあり、しかもつづつてから一カ月ないし二カ月後に円建て決済をするということになりますと、六月中に七月から九月の分を決めるときにはまだ決まつておらないという意味では、先生の御指摘にございましたように予想でやつておる、したがつて予想と実行は違ふことがあり得るわけです。円相場が非常に上がった下がったということがございまして、価格変動が出てきます。したがつてその場合にはもうかることもあれば損することもある。

これは原則としては翌期十月から十二月に価格を決め、九月中に決める場合にそれを繰り込んで調整をしていくというのが原則的な一般的な考え方でございます。そのようないふことで配合飼料の建て値といふのを決めておるわけでございます。もちろんそのほかには人件費の値上がりとか、あるいは、ときには電力だとか、包装資材だとか、副原料の値上がりとかいふ問題がございまして、それらをももちろんコストに繰り込んで四半期ごとに価格を決めておるといふことでございまして。

で、農林省の配合飼料メーカーに対します工場建て値に対しての行政指導は、これはもちろん法律に基づく権限としてやつておるわけではございませんので、各種の省令施策あるいは指導施策の一環としてやつておるわけでございますが、特に四十七年の後半から価格が非常に上がりましたので、融資だとかあるいは補てん財源に対します返還条件つきの助成とかいふようなことを国としては何回もやつたわけでございますが、そういうことになりますれば従来以上に行政指導を強めて、

コストアップの要因を、資料の提出を求めまして聞き取りをし、審査をして、この程度の値上げをしたいといふのをできるだけ抑えるようにする。あるいは値上げの時期も通常三カ月ごとに決めておるものも、できれば延ばすといふようなことを、その都度資料の提出を求めて行政指導を強化してやつておるわけでございます。現在も七月から九月のものについてヒアリングをし、できるだけ値下げ幅を——今度は値下げでございます、値下げ幅を大きくするように話し合いを進めておるところでございます。

○神沢澤君 だからまあ一口に言えば予想相場でやらざるを得ないから、それは今度は次の期間といふか、そこでもつて調整をとるように、図るよゝうにやつておるということだと思ふんですけれども、やっぱりまあこの辺にはなかなかいいわいと思ふますですね。それはまあたとえ相場の変動いかにあつてもこの配合飼料の製造の団体なり業者の側が、相場の動きでもつて下がったといふような場合には、これはもういふゆる原料計算の収益でもつて、かなりの何か利幅が生じるというやうなことも、こういうやうな場合にはやっぱりこれは使う生産者の方へそれが返つていくやうな仕組みをきちんとしておる必要があると思ふんです。これはここで論議しようといふことよりか、私は、国としても少し真剣に考えてみてほしいと思ふんです。

時間がだんだんなくなつてきまうから次へ移りますけれども、そこで私も耳にすることの一つとして、やっぱりその配合飼料をつくつていける側では、製造しておる側では、これはできるだけ高いものにしたくない、商売だから無理はないですがね。ですから何か毎月、ほとんど毎月といつてもいいくらいに、いゝ原料の配合率といふのが変わつてくるのではないかと指摘がありますけれども、そんなんでしようか。それもやっぱりいま言った価格調整、品質の問題というよりか、むしろやっぱり価格調整の方にその主体が置かれ

て、そして原料配合率といふやうなものがほとんど毎月ともいつていいくらい変わつておる。こうなると全く、これは生産者の側には本当にお仕着せ、私が言つておるとおりもうどうにも自分たちの主張、発言の場なんといふものが与えられなくて、つくつたものをただそのままだといふだけをしていけるやうな、まことに生産者側には主体性のないやうな仕組みになつておると思ふんですが、その辺の点がどんなやうになつておるかといふやうなことです。

それから、まあそれに関連して、やっぱり生産者の側でも、規模などが拡大することにつれて、そうお仕着せな配合飼料をいただいてやつていけるやうなことでなしに、自家配合、自分がいゝゆる単味飼料を直接手に入れて、そして自分の処方箋でやつていきたいといふか、いくことの方がいいといふやうな、こういう希望なども相当出てきているやうです。そういう場合には、いまの仕組みではこれはその輸入したものが製造の業者や団体には、これはいゝゆる免税が行われるけれども、生産者自身が入手しようといふものについてはこれは免税にならぬ。かなりこれはおかしい、逆立ちしたやうなやつ。こういうことなのですが、現実にはさうだ。こういうことなのですが、これは私はやっぱり何と申したつて生産が主体です。生産者の側にそういう希望がだんだん強まつていけるやうな状況である以上は、何か道を開く必要があるんじゃないか、こういうふうに思ひますし、なおさらにそれに関連をするんですけれども、まあ政府自身が持つていて放出するものがありますね。そういうやうなものはむしろやっぱりその飼料製造の団体業者だけでなしに、生産者にも直接放出していきけるやうなやうな道をこれまた開く必要があるんじゃないかといふやうなことを感じさせられるんです。そんなやうな点についてはどうですか。

○政府委員(澤澤守君) いろいろお尋ねでございましたが、配合率がしよっちゅう変わるという点につきましては、ある意味では事実でございます。

し、と申しますのは、先ほど申しましたように原料の価格というものが毎日、極端に申し上げれば国際市況という形で変動しておるといふことでございまして、一定の成分を持った製品を、成分のある配合飼料をつくるという事は——これは絶えず変えられては使つ方も非常に困るわけでございますが、成分が一定である限りそれに必要な原料の配合割合については、そのときどきの需給関係、価格関係に応じて最も有利なものを使う、そのためにときどき配合率は変わってくる。たとえばトウモロコシとコーリヤンの配合率、これは代替性がございまして、一〇〇%はないと思ひますが、かなりの代替性がございまして、トウモロコシとコーリヤンの価格というのは、長い目で見れば連動しますけれども、そのときどきには、やはり別の価格変動をするわけにございまして、トウモロコシが非常に高くて、コーリヤンが割安であるというときには、コーリヤンの配合率をふやす、トウモロコシは少し減らすというふうな事。それから、たん白飼料につきましても、大豆かすその他の食物かすとの関係、あるいは魚かす等との関係につきましても、同じようなことが言えるわけにございまして、一定の成分は保証したものを確実に守らせるといふことは絶対必要であり、われわれもそのようなことの監視は続けておるわけにございまして、その範囲内において原料の配合率を変えらるゝことは、やむを得ない面もある、それによりましてコストダウンを図つておるといふ面であるわけにございまして、しかしながら、先生御指摘にございまして、お仕着せだといふ点は、確かに見方によつてはそれように見られる点がございまして、それは配合飼料の銘柄が現在、登録飼料を含めまして四千八百ぐらゐあるわけにございまして、これは畜種ごと、それから生育段階別にそれはいろいろつくつておりますが、さらに工場ごとに銘柄は全部違つておるわけにございまして、自由競争をしておりますので、そのようにふえておりますけれども、そのように銘柄が多いといふことは、逆に言えば量産のメ

リットが出ないといふことでございまして。同じものをたくさんつくればコストが下がるわけにございまして、そういう目先の変わったいろいろなものをたくさんつくるといふことは、生産費を下げざる要因には支障になるわけにございまして、われわれとしても、やっぱりほどほどでなければいけないといふ意味で、ある程度整理をする必要があるといふふうなふうに思ひますけれども、これは法律で強制するわけにもいきませんので、そういうふうな指導はしてまいりたいと思つております。

次に、お尋ねのございました自家配合の問題でございまして、これは政府操作飼料であります大麦だとか、ふすま等の入手が比較的容易なところは既存のルールに従つて割り当てをしておるわけにございまして、それが比較的潤沢に入るところと入らないところでは実質若干の差がございまして、そういうふうなところとか、あるいは二種混合飼料、トウモロコシに魚粉を混ぜたというふうな、簡単な配合飼料の一種でございまして、そういうものが入手しやすい輸入港、隣接の地域でございまして、そういうところの大規模な養鶏だとか養豚経営におきましては、自家配合をすることにしまして、非常に有利になる。特に、最近飼料需要量が、飼料が高くなつたことによつて減つておりますので、極端な場合、投げ売りの二種混合飼料というものが出るわけにございまして、そういうものを安く買つて、それを自家配合をして有利に使う。さらに人によつては、こういう、いろいろ問題になっております、この改正法案で問題になっておりますような飼料添加物等のない飼料を使ひたいといふ方もおられますので、そういう意味で自家配合をやつておられることもある。いずれにいたしましても、自家配合といふことはかなりの量を扱はせないと、なかなか有利に、ゴストを安く配合できないといふ面もございまして、さらに栄養水準についての農家の知識がかなりよくないと、栄養のアンバランスを来すといふ問題がございまして、そういう各種の条

件に恵まれたところ、二種混合飼料等の入手が非常にしやすいつか、あるいは栄養水準についての知識が非常に高い農家とか、あるいはかなりの規模の農家というふうなところは、自家配合をやることによつて、自分の家畜に最も適した配合飼料をつくる、まさにお仕着せでないものをつくるという意味では非常に好ましいことであると思ひますが、先ほど申しました条件が整備されておらず、と必ずしも有利ではない、かえつて割高になるといふ面もございまして、われわれとしては、いま直ちに全面的にこれは結構だからやりなさいといふことを大いに進めるところまではいきませんけれども、条件の整備されているところでは、これは進めていくべきであり、配合飼料に余り依存しすぎるといふ点は問題があるといふふうなわれわれも考へております。

それで、問題は、御指摘ございましたような、配合飼料の原料は免税になつておりますけれども、単体飼料としてはトウモロコシは免税になつておらないといふことでございまして、これは現在開税制当制度といふことで、割当の範囲内は一〇%の開税がかかることになっております。なぜそういうことにしているかといふ事、これは国産のでん粉に流用されるということによりまして——でん粉農家——芋作農家ですが、これの保護のために、そういう確実にえきに使われると、配合飼料に使われれば、えきになつて元に戻りませんので、でん粉とは関係なくりますが、そういうものにだけ免税をすると単体飼料の場合、これがでん粉に流れるおそれがあるといふことと、他方での国内農家の、でん粉生産農家の保護のためにかけているという面がございまして、これはそういう流用ができないやうなでん粉として横流れといふますが、しないやうな仕組みをつくれれば免税にしてもかまわないのじやないかといふふうなわれわれは思つてございまして、そこで、そうすれば自家配合もやりやすくなるというところをございまして、御指摘のような趣旨で、どのような仕組みにしたならば、芋作農家に不安な

く、確実に単体飼料としてえきに使われるかといふことの流通の仕組みを、現在種々検討しておりますので、できますればそのような仕組みを確立した上で免税に持つていきたいといふふうな考へております。

次に、政府操作飼料の配分につきましては、これは飼料業者だけではなくして、全農とか、全酪とか、全畜という農業協同組合の全国団体を通じて、末端の実需農家に流れていくやうに、政府の販売をいたしておりますので、直接農家というわけにもいきませんけれども、農家の組織を通じて、全国組織から県、組合、農家というやうに、適正マージンで農家に行くやうに指導をしているわけにございまして。

○神沢清君 さまきの毎月原料の配合比率が変わるというやうな問題と関連して、これは今度の法案の内容にも係わつてくると思つたのですけれども、ただ栄養成分比だけを出すのじやなくて、原料の割合も表示をしたらどうかといふ、こういうやうな意見がありますね。ついでにお聞きしておきますけれども、この点はどうか。

○政府委員(澤邊守君) 今回の法案改正の一つの柱といたしまして、安全性の見地から、各種の規制を加えるといふこと、それから現在の登録飼料制度を公定規格適合表示制度に変えるといふことによりまして公定規格そのもの、栄養確保の観点からの公定規格そのものも拡充をしていく、項目をふやしていく。それと同時に、表示につきましても、従来以上に表示内容を拡充することによりまして、消費者保護的な観点から、適正な販売が行われるやうにしようといふことを考へておるわけにございまして。現在の登録制度のもとにおきましては、栄養成分の確保という観点から、公定規格制度をつくつておりますが、これの項目は四成分、粗たん白、粗脂肪、粗繊維、粗灰分といふ成分を決めておるわけにございまして、今回の改正によりましては、そのほかに先ほどちよつと御説明しましたやうな、可消化栄養分総量、あるいはPCPといひまして可消化たん白質、それ

から燐、カルシウムといったようなものを成分として決めるということを考えております。さらに、表示制度につきましては、ただいま申し上げましたような成分については全部表示させる。従来は登録飼料だけ表示義務をつけておりましたが、今度は全部の飼料についてそういう表示義務を課する。その場合に、いま言いました公定規格の成分の項目がふえましてから、全部表示させる。そのほかに使用しております原材料名を全部記載させる。これも現在行政指導としてやっておりますけれども、これを法律制度としてそのようなものに定めていきたいと思います。

そこで問題は、原材料名だけでなく、原材料の配合割合といいますが、どれだけ入っているかということについても、はっきりと義務づけるべきではないかと、こういう御議論があるわけでございます。これは昨年の本国会におきましても、そういう御議論が衆参両院で出たわけでございまして、今回の法案審議に関連いたしまして、衆議院の御審議の際にもそういう強い御意見があったわけでございます。これにつきましては、私どももいたしましては、成分量がわかれば農家の使用管理上は支障がないのではないかと、いろいろなこと、それから、飼料配合メーカーといふことは、研究開発に皆努力をしてのぎを削っているわけでございまして、その際どのような配合率で、微量成分を含めてどのような配合率で配合飼料をつくるかというように、そうして特徴のある、他に例のない、特徴のあるすぐれた飼料をつくることに研究、努力をしておるわけでございます。で、そういう配合率まで全部表示をするということになりますと、優良企業がせっかく研究の結果開発をいたしましたノーハウと言いますか、技術を開示することになりますので、すぐ他のものにならねされてしまうことになりまして、研究開発の意欲を損いはいないかという点をわれわれは心配をいたしておるわけでございまして、その辺からいいますと、いま直ちに全配合割合について表示義務を課するのは問題があるのではない

かというふうに思っているわけでございます。

ちなみに、先ほど先生御指摘がございましたように、配合率もしつちゅう変わりますので、なかなか迅速に表示を対応するというのも、できない話ではございませんけれども、迅速に的確にやりにくいという事情もございまして、まあそれらの事情もございまして、諸外国の例も種々調べたわけでございますが、原材料の配合割合まで書かせておるところは、現在のところ全世界というわけではございませんが、主要国を調べたところではないようでございますし、わが国の他の物資につきましても、たとえて申し上げれば食品についても、原材料名は書かしていると思っておりますけれども、書かしているものもありませんけれども、混入割合、使用割合と言いますが、使用量と言いますか、そういうものを義務づけているものはほとんどないようでございます。われわれの調べたところでは、濃縮果汁だけがあるようでございまして、そのほかのものはないということ、その他農林物資、肥料、農薬等についてもございせんので、他の物資とのバランスという問題も考えまして、私どもとしては、必要なものはやることはやらせなければならぬと思っておりますが、全原料についての配合割合までは、いま直ちに行使するのは適当ではないのではないかと。ただ衆議院の御審議でも非常に強い御意見がございましたので、われわれといたしましては、附帯決議の御趣旨も尊重いたしまして、使用原料についてどこまで配合割合を書かせることができるかということ、今後検討いたしまして、本法施行は一年以内でございまして、その間に資材審議会の御意見等も聞いた上でさらに検討はしてみたいというふうに考えております。

○神沢浄君 毎月配合の比率が、原料について変わるというふうな実態があるからこそ、やはり原料の配合の数字の表示を求める、というふうな意見があると思ふんです。しかし、その問題は後の質問者にお譲りをしまして、時間が無いと思ひますから、法案の内容について一、二点伺いたい

と思ふんです。

私は、今度の法案を一つ試してみます第一に感じたのは、後追い法律です。これは、まあ飼料にない添加物などについても、安全性の問題というのは、これは一般から取り上げざるを得ないようになってきているので、ついにそれはやらないやならぬというふうな、先取りじゃなくて、むしろ何か後から追い回しているような、こういう感じをひとつ受けたんですけれども、そういう点でもって、私はいま本当に真剣に取り組んでいかなきゃならぬ第一の点というのは、やっぱり試験研究機関の拡充ということだと思ふんです。この法律つくりましても、すぐに間に合つような体制があるんでしょかね、どうでしょう。

○政府委員(小山義夫君) 改正法に基づく諸規制の実効を確保するためには、御指摘のように、安全性確保に関する試験研究の充実がどうしても必要になるわけでございまして。従来から畜産試験場とそれから家畜衛生試験場を中心としたしまして、基礎的な研究の積み重ねをしてきておるわけでございまして、やはり事務の性格上非常に緊急に解決を要請されるような問題が出てまいりました。従来もそういう場合には、その都度これに対応する研究体制をとりまして解決をはかってきたわけでございまして、さらにこの点が大事になりますので、なお一層安全性の確保についての研究の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。ただ、安全性につきましても非常に新しい研究分野が含まれております。さらにまた非常に多くの研究分野が、共同して当たらなければならぬというふうなこともございまして、国の研究機関の充実を図ると同時に、あわせて関係の大学等の試験研究機関との協力態勢を得るというふうなことが必要になってまいりますので、そういった総合的な取り組みの態勢を図ってまいりたいというふうに考えております。

○神沢浄君 いや、私がお聞きしたいのはですね、まあこの法律の中にはいわゆる検定の問題も出て

きておるし、新飼料などにかかわる問題にも触れてくるわけですね。そういう際に、いまの国の試験研究の体制ですね、この法律というものを本当に生かしているだけのそういう実体的体制をいま持っているかどうかという点を伺いたかったんです。まあこれはこれから拡充していくということではもちろんあろうけれども、法律はつくったって実力がなければこれはどうにもならない。実力を有するだけの体制がいまあるか。ないと思ふれば、これはその辺、本当に真剣に取り組まなければ、法律なんかばかりつくったってこれ生かさないですよ。ばくはそういう点がちよつと懸念になるものですから、お尋ねをしておるわけです。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど先生おっしゃいましたように、本法は後追い法案であるという点は、ある意味で私どもは甘受せざるを得ないと思っております。ただ、私どもは法律制度としてはやっておりますけれども、この安全性の問題が近來非常に国民的関心が強まっておりますということもございまして、行政指導といたしましては、安全性の観点から種々の規制をやっております。飼料添加物につきましても、四十五年に公定書をつくりまして製造、保存、使用の基準とか成分規格とかを決めてそれを守るようにしております。法律的には全然新しいことではございますけれども、いままでも何も実績がないんだということではございせんので、これまでも試験研究機関の協力を得て、さらに学識経験者もたえは研究会等に入っているわけで、先ほど来申し上げましたような安全性の規制をやっておるわけでございまして。今回この法律改正が実現しました場合大事なこと、やはり審議会の権威のあるものにしっかりとつくるということ、それから検査機構を機能を実質するということ、御指摘の研究機関という三つだろうと思ひます。この点につきましては試験研究を含めまして不備な点がございまして、いままでの実績はあるといながら、なおなお足りない点があるところでございますので、今後施行までの間に来年

度予算を含めてできるだけ拡充することとあわせて、長期的にも今後努力をしていってほしいものにしていくことが、この制度を円滑に実施する場合の基本的な前提であるというふうに思つて努力をしてまいりたいと思つております。

○神沢清君 ところで、この法案の、初めの方に、製造、使用、保存の方法等の基準及び成分規格については、というような云々の規定がございますね。この規格については、具体的にはどのような飼料または添加物を対象として、どのような基準や規格というものを決めようとしておられるのか。法律を読んだだけではちよつとわからぬのでこの説明をいただきたいと思ふ。

○政府委員(澤邊守君) 二条の二におきまして、飼料及び飼料添加物について安全性の観点から——安全性と申しますのは、人の健康に対する安全性が第一でございますが、人の健康には直接関係なくとも、畜産、家畜に対する安全性と、被害が生じないようにということでございますが、二点ございまして、そういう安全性の観点から飼料、飼料添加物の中で必要なものにつきまして、製造、保存、使用の基準、それから表示の基準、それから成分の規格を決めることにいたしております。

そこで、具体的にはどんなようなものを考えておられるかという点でございますが、まあ飼料の場合には通常農産物なり農産加工品という場合、大豆かすのような、加工品というものは、そう有害なものがあるということではないわけでございますが、物によっては本来その成分の中に有害物が若干入つておる。あるいは製造の過程で入る可能性が非常にあるものもございますし、それから飼料添加物のようなものにつきましても、これは使用を間違えましても安全性の確保上特に問題になるものを取り上げて、いま言いましたような基準、成分規格を決めていくことになるわけでございますが、われわれ考えておりますのは、たとえば落花生の油かすというものが、これは輸入さ

れておりますが、この成分規格も決めたい。これはアフラトキシンというカビ毒でございますが、これが含まれておりますので、この含有の限度というものを決めていく、成分規格として、それから使用基準も決めていく、用途別に使用の限度を、落花生油かすの使用の限度はこの程度であるというようなことを決める。それからもちろん表示の基準も決めていく。これは表示の基準というものは、先ほどお尋ねがあつてお答えしましたのは、栄養の確保という面からの表示でございますが、これは安全性の面での表示と、これもや

らしていきたいと思つております。それから尿素とかタイプとかいうようなものにつきましては、これは化学合成品でございますが、こういうものについては、窒素含量等の成分規格を決める。それから表示の基準といたしましての表示は、いま言いましたような窒素含量なり用途等を書かせる、決めるというようなことを考えております。それから配合飼料については成分規格、たとえば申しますと、PCBの含有量は何PPM以下というようなことを決めてまいりたい。それから表示の基準、それから製造基準では、たとえば配合飼料の中に落花生油かすとか、尿素とか、タイプとか、先ほど申し上げたようなものは、用途別にどの程度以上は配合しちやいけないというようなことも決めたいと思つております。それから抗生物質等の飼料添加物を用いる場合の適応容量、どの程度以上入れているかというように、これも決めたいと思つております。それからさらに配合飼料につきましても、使用基準につきましても、たとえば申しますと、抗生物質につきましても、食用に出荷する五日前の家畜等には使用を禁止する。これは残留する心配がありますので、出荷の直前には、五日前には使わせないと、これ現在も行政指導でやつておりますが、この五日をもつ少し延ばすかどうかという点は改めて検討したいと思つております。例としては、そのような使用基準も決める。それから表示基準につきましても、用途なり配合率なり飼料添加物を用いた場合には、その名称、

添加量、使用上の注意といったようなものを記載をさせることにいたしております。

配合飼料の中に飼料添加物が入るわけでございしますが、いまのところは配合飼料について申し上げますが、個々の添加物につきましても大体同様のような趣旨で成分規格なり、製造基準なり、保存基準、たとえば保存基準で言いますと、遮光した密閉容器に入れて保存しろとかいうようなことを決めるというように、それからまた、表示の基準も個々の添加物についても決めていくというように思つておるわけでございます。そのような基準、規格を定めまして場合には、それに違反した場合には販売を禁止するということになるわけでございます。販売の禁止措置を講ずるまでもなく、基準、規格に違反した者は販売してはならないという一般の禁止規定が法律で決められております。現に流れておれば、もちろんそれは回収、廃棄をさせるというふうな仕組みになつておるわけであります。例を申し上げますと、以上のようになります。

○神沢清君 それからこの法律を運用していく上において農資材審議会というのがなかなかの役割を担うようでありまして、この農資材審議会と申すものが現状はどういうものかということとちよつと私などわからぬので、その説明をしていただくと同時に、これはやはり例の大気汚染の排気ガスの問題と軌を一にするような面があるわけで、利害関係者なんか運営を左右されるようなことが起きたら、これは何にもならないと、こう思ふわけなんです。だから、そういう点からいけば、この農資材審議会という一般的なもののなかでということに、やはり重要性からすると、一つの飼料の安全性に基づいての独立したものをむしろ考えるべきではないかというふうな気もいたします。そういうふうな点と、それからさつきも触れたように、この審議会の中立性、決して利害関係などのサイドから左右されてしまうなどということの万々ないように、その中立性、権威性というふうなものをどう保つ

ていくことになるか。それからこれは大気汚染の場合などにも問々見られたようでありまして、たとえば意見が分かれちゃつたというようなときには、これはどんなふうに運用されていくか。こんなような点がちよつとやっぱ疑問に感じられるんですよ。どうなんでしょうかね。御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 先ほどちよつと関連してお答えしましたように、この改正法律を適正に運営していくための一つの重要な機関として農資材審議会があるわけでございまして、具体的に申し上げますと、飼料添加物の指定とか、あるいは先ほど申し上げました基準、規格の設定あるいは販売の禁止措置、それから公定規格の設定、それから表示の基準となるべき事項等を決めます場合には資材審議会に図つた上で決めることになつております。そのように安全性の確保あるいは栄養成分の確保という面から重要な機能を果たす機関でございますので、私どももいたしましては、御指摘がございましたように、できるだけ中立性を持たした機関にいたしまして、各専門分野の中立、公正な学識経験者のみをもつて構成をし、一方に偏することのない学問的な調査審議をしていただく、こういうふうに進めてまいりたいと思つております。したがって、利害関係者は直接参加しないというふうに考えております。私どもは現在二十名程度の委員を新たにお願いをするつもりでありますが、専門委員はそのほかに二十名ぐらいを予定しておりますけれども、学識経験者という方を中からお願ひをしいというふうに思つております。

そこで、独立の機関にすべきではないか。重要性からいまして私どもの畜産の立場から、あるいはこの法律を所管する立場から申し上げればお説のようなことが望ましいわけでございますが、政府全体の機構の膨張を抑えるというふうな基本方針がございまして、現在資材審議会、飼料だとか、農産飼料、農薬とかその他のものをそれぞれの専門の部会運営を中心として資材審議

会で図つてやつておりますので、その中に飼料品質部会というものを新たに設けまして、総会から事実上委任を受けまして、部会運営によりまして独立の機関と変わらぬような実態での運営をしていただく。それによりまして、いま言いましたように二十人の委員を追加するというようなことで進めたいというふうに思っております。でも、もう少し申し上げますと、したがって委員の構成といたしましては、家畜栄養学とか、飼料学とか、畜産学、微生物学、病理学、毒理学、遺伝学と、そういうような各種の専門分野の先生方をお願いをしたい。その場合、人体の健康にもかかわるところが非常に大きいわけでございますので、畜産関係あるいは獣医関係ばかりではなくして、人間の方の人体の方の医者さん初め専門家の方、厚生省関係の方々も入っていただくというふうに考えております。

なお、公開の問題につきましては、私どもはこの審議会自体を公開するというところまでは考えておりませんけれども、必要な資料は委員会の御判断でできるだけ公開をしていただくというようなやり方をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、意見が分かれたときには、というお話でございすけれども、私どもとしては、やっぱりこういう非常に科学的な御検討をいただくのでございすので、できるだけ一致したところで意見を出していただきたいというように思っておりますが、まあ逆に言えば、学問的であるだけに譲れないというところもあるいは出るかと思ひますが、われわれとしてはそのような方向で御審議をお願いしたいというふうに思ひます。

○神沢清君 ちよつとそこら辺を詳しく聞いておきたいんですが、要するに、農業資材審議会というものがあつて、その中に飼料品質部会というものを設けるといふわけですね。しかし、その部会の委員だけを別に独立的に決めるということにはならぬでしょうから、審議会の一部なんだから、そうすると、審議会のその委員の中から部会が構成

成されるということになると、審議会の委員を任命するときに問題です。ね。もつともこれは、飼料関係だけじゃないから、それだけの意見でもって人が決まるんじゃないから、何かもつとずつと総合的な立場からその委員が決まる。そうすると、その決まった委員の中からその飼料品質部会の委員も決まるということになると、いま局長が言うように、頭の中にあるような、そういう考え方を生かして委員を決めていくということにはちよつとかなりかねないんじゃないかという疑問が一つあります。ね。そういうふうな点はどうですか。

○政府委員(澤邊守君) ただいまの御心配の点、これの委員は、農林大臣が任命することになっておりますので、委員会にお諮りして任命することではございません。ただ、その各部会に対する所属は、委員会の中で通常の場合は会長が決められるというふうな運営が多いと思ひますが、委員会を決めることになっております。したがひまして、私どもとしては、新たに飼料審議会の中で二十名の委員をさらに追加をするという場合には、この法律を施行するに必要な専門的な学識経験のある方だけを農林大臣から任命をするということにいたしまして、その二十名の方が飼料品質部会に所属するということを委員会として決めていただくということにしたいと思ひます。

これは、例を申し上げますと、私どもの畜産物の価格を決めております畜産振興審議会も、部会が牛乳だとか食肉とかあるいは家畜改良とかいろいろ分かれておりますけれども、これも大体それぞれの専門分野の方を農林大臣が任命いたしました。実際には総会には、畜産全般の問題を御説明をし、諮問はいたしますけれども、すぐに各部会に付託をされまして、部会の決議をもつて総会の決議とするというふうな運営をやっております。

今回の飼料審議会も同じような運営をしていただくというのが円滑に進めるゆゑんではないかと思つております。そういう意味で、先ほど、事実上独立に近いような形で運営をしていただけるので

はないかというふうにお答えしたわけでございます。○神沢清君 その辺はひとつしつかりやつて下さい。どうしてもぼくは、局長が言うようなわけにはなかなかいかない面が出てくるんじゃないかという懸念が払い切れません。というのは、本当はこれは独立したものの方がいいわけだ、それならその構想も生かすような方途もとれるでしょうけれども、いろいろとはかの関係もあつたりして委員が決まる、委員の中から一番適當のようなところだけをとって、そうしてその部会の委員を決めるといふんじや、これはどうしたつて間接的になつちやつていきませんか。その辺は大いに検討を要するところだと思ふんだけれども、これまた後の質問者に譲ります、時間がもうなくなつてきましたので。

そこで私は、法案読んでみて、一つどうしても、これ新飼料などに特に関連する点だと思ふんだけれども、わからぬ点があるんですね。「使用の経験が少ないうえ、有害でない旨の確証がないと認められる飼料」とは、こゝろあるんだけれども、「使用の……」そういうものは認めないというわけでしょう。そういう「使用の経験が少ないうえ、有害でない旨の確証がないと認められる飼料」というのと、その「使用の経験」があることになると、これは、どこまでも使わせなきゃならぬでしょう。そうなる、そういうものは認めぬというんじや、使う場面がないでしょう。そうなる、これはもうどういうことになるんだか、これ読んでみて私にはどうもうまくわからなかつたんですけれども、この辺が私はやつぱり非常に問題ですよ。それはとにかく人命にかかわる安全性的問題ですからね。この辺をどんなふうに考えているのか、どういう解釈でこれ出しておるのかですね、ちよつと説明してみてください。

○政府委員(澤邊守君) この二条の六の規定でございすが、これは法律で書きますとこういう用語になつて非常におわかりにくい点は非常に恐縮だと思ひますが、この二条の六の趣旨は、いま三

号に関連して申し上げますと、いままで「使用の経験が少くない」、まあない場合も含めて「少ない」場合で、「有害でない旨の確証がない」と、要するに積極的に無害だという、「有害でない」ということの確証がなければですね、まあいわば疑わしきは罰するの方でして、積極的に無害であるということがなければこれは使わせない。石油たん白飼料もこの法律が発動されますれば当然現段階では禁止するということになるわけでございます。

そうすると、そんならいつまでたつても新しい飼料が出てこないじゃないかと、こういう御疑問は非常にこもつともな御疑問ですけれども、これは二条の二の飼料及び飼料添加物の安全性の観点からする基準、規格でして、実際問題といたしましては、えさのメーカーは、いま二条の六を適用されて禁止されるようなものをつくる前に、実際には、こういうものをつくりたいんだということ、二条の二で、そういう申請するような規定にはなつておりませんけれども、実際には相談に来る、その段階で私どもの方で試験データ等を審査をいたしまして、必要な場合は国みずからが試験をすることによりまして、安全だということの確証が得られたものについては、この限度で、こういう製造方法でこういう使用方法だという基準を定め、それから成分規格はこれこれだという規格を二の二で決めるということになるわけでありす。

だから、新飼料の場合も、実際には二条の二で国がまず基準、規格を定める、その前段階として、法律には書いてございせんけれども、実際には、新しく開発しようとして研究をしておるメーカーが、工場生産を始める前に、こういうものをつくりたいんだというこで持つてくるわけでございます。それを審議会に諮つて、よからうということになりますればそれを基準、規格という形で決めていく。そうすると、それに該当するものはだれがつくつてもいいということになりすし、それに違反するものは二条の六の方で禁止される

おそれがあるということで規制をされていくと、
こういうようなことになるわけでございます。

ややわかりにくい点があつて恐縮でございますが、そのようなことで、御心配の向きは、新飼料の必要なものは出ていくことになるわけでございます。

○神沢浄君 時間がないから大変残念ですけれどもね、いま御説明をいただきましたけれども、ちよつとわからぬですね。それならば、こんな表

○政府委員(澤邊守君) これは飼料規格の設定委員会というのは、これは現在行政指導でやっておりますので、そういうものを持ってもらったわけでございますが、この法律通過ができますれば、先ほど御説明をいたしました飼料審議会の品質改善部会がその役割りになるということでございます。

すので、基準規格を設定する場合、すべて審議会の飼料品質部会にお諮りをして、その御答申をいただいたところに従ってやるということになるわけでございます。

○委員長(佐藤隆君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○青井政美君 午前中からの引き続きでございます。

すか。飼料の品質改善に関する法律の一部の改正に對するもろもろの問題點についてお尋ねをいたしたいと思つたのでございます。わが国の農業の中で畜産が占める位置というものは非常に高いわけでございまして、たん白質的な食糧の供給源として大きな役割りを果たしておるわけでございますが、しかし、その畜産物の生産の動向はまことに現在におきましても、あるいは将来にわたつても國民全体の大きな関心事であると同時に、わが国の畜産事業というものの發展のためにはやはり飼料の基盤が弱い、こういふことが非常に大きい問題になり、かつまた、飼料の輸入というものに対しては存度度が宿命的だということになる構造的問題になり、かつまた、飼料の輸入というものには欠陥を持つておると思つたのでございます。御承知のように、最近の値段の上がり下がりという問題も、國際的な世界的な氣候の天然現象がやはり必要な逼迫に、さらにまた価格の暴騰というふうな、特に畜産経営に關しまする問題点といたしましては非常に大きな私は課題であると思つたのでございまして、このような基本的な問題を抱えておるわが国の畜産の現状につきまして、国内における畜産物の生産の確保と、そして畜産農家の経営の安定という観点から政府としてはどのように考えておられるかということでございます。一つ

は、やはり濃厚飼料の問題でございますし、一つはやはり自給飼料の問題でございます。また、その価格の問題というものをあわせて安定化のための対策をお伺いしたい、かように考えるわけでございます。

○政府委員(澤邊守君) 飼料の供給の量的並びに価格面での安定を図りますことが畜産の振興を図

して、国も異常補てんに対して財源の二分の一を
持つということにしたわけでございます。

濃厚飼料といえますか 配合飼料を中心とした

そのやり方といはしめては方法といはしめては、一つは、外延的に草地の開発、造成をす
るということ、これは公共事業でこれまでもやつ
ておりますけれども、長期土地改良計画の一環と
いたしまして、これを計画に即して事業量を伸長
していくということが必要であると思いますが、
他面また、外延的な草地の開発だけではなくして
既耕地におきます飼料作物の導入といえますか、
作付の増加ということも非常に大事でございま
す。特に冬作、なかんずく水田の裏作につしまし
てはかつてのように利用されておりません。食糧
農産物であります麦の増産ということも裏作とし
て必要でございすけれども、それとあわせま
て、可能なところにおきましては飼料作物、牧
の水田裏作への導入ということに特に重点を置
て、既耕地におきます飼料作物の作付増加を図つ
ていくということにいたしたいというように思つて
おります。

それからもう一つは、優良牧草のほかに肉牛等につきましては、特に野草の利用、森林の、山出しの野草の利用ということも積極的に図っていく必要がある。そのためには林野内放牧というようことも従来行われている地域もございますけれども、もっとこれは活用していく、そのために国

林を初め、公有林あるいは私有林につきましても、林業経営との調整を図りながら林野内の野草を利用していくことに努力を傾けたいというように思っております。さらにまた、国内の粗飼料資源といたしましては、農場の残渣ほか、わらかいったような副産物をできるだけ活用していく。これは、かつてはかなり活用されたと思うのでございますが、最近では活用されてないというところでございますので、これらの未利用の資源をできるだけ粗飼料として活用していくということにも今後力を尽くしていきたいというように思っております。それらを通じまして濃厚飼料、粗飼料あわせまして、飼料全体としましては自給率を高めていくという努力をしてみたいと思っております。

○青井政美君 いま局長さんからもいろいろお話しございましたが、白書の中で、たとえば黒牛の場合の問題を申し上げますと、六十年には百四十万ヘクタールという予定がなされておられるわけですが、現実の四十九年度では八十二万ヘクタールしかないということでございます。その間にどのような状況でこの問題が増産されるというお考えか、それを第一伺いたいと思います。第二点は、やはり稲わらの飼料化の問題でございます。稲わらの飼料化の問題は、過去において農業その他の関係等もございまして、一時、使用というものを見合わせという状況でございまして、私どもの調査で考えてみますときには、稲わらのものでやるならば千二百万トンぐらいのものが推定されるんじゃないかというふうにご考慮のところでございますが、現在の利用されておるといふ調査の資料で考えますときには、恐らく二百万トン前後だといふふうにか考えられないかというのでございます。このことは、やはり現状のあり意味におきましては、農業の近代化によるコンバインの利用その他等によりまして、乾燥の稲わらというものの生産の状況が非常にすまい、少ないという状況下にあるからでございます。やはりかなりの外貨を使つて経営の安定を考え

ていくというときには、農家の身近にあるものでそれが飼料とするためには、国が何らかの形において措置をしていく、若干本年度の予算措置その他等ではございましてありますけれども、もう少しこの問題は大きく発展する考え方がなければ、御承知のように長期的な展望で見ますときには、やはり世界的に見ましたときの五千七百八十万トンというFAOの生産と五千二百八十万トンという消費の実態を考えてみましたときにも、百万トン足りないというのが世界の情勢になつてくる。まして日本のように非常に、肉牛の生産というものの予測から見ますならば、ペーパープランに過ぎるという状況になりはしないか。ある意味においては、またそのような状況であるがゆゑに生産農家としては積極的な増産体制を整えていくという姿の中の行政指導というものが非常に大きく有効的なものになるんじゃないかということも考えられるわけでございます。御承知のように、農業の関係におきます被害の問題も、禁止せられまして以来、最近におきましてはそういう問題も非常に少なくなるならば、これの利用の方法も積極的によりやりますならば、この利用の方法もこの問題は適正な飼料として可能じゃないかというものが、現状の姿の倍以上のものはでき上がるのじゃないか。それにはやはり一つの行政の刺激というものがひとつ必要になるのじゃないかというふうにも思つてございまして、いわばコンバインの場合を考へますときには、やはりサイレージの利用その他等の方法においてそのまま使うという方法も地域的には可能じゃないかというふうなことが考えられるわけでございます。また実際問題として見れば、これだけの問題点が農家全体から見ますときには非常に大きい問題でございまして、そういった意味合いにおきます農業団体からの諸要請の問題点等も、やはりそういうものを意図されたものとして御要請を申し上げておるかと思つてございまして。また一面は、やはり現在の世界的な食糧が不足するという、この危機の条件の中での穀類の輸入は、先ほども申し上げま

したが、必ずしもうまくまいるといふ状況というものとのつながりにおいての飼料資源の確保という問題は、私は一つは問題が多くなる。このことは、やはり自給飼料という考え方の中で、輸入の依存率の高いというこの現状の中では、積極的にやる手は、政府のみずからの指導の中でこの問題を打ち立て、そうしてそれが社会不安を除き、畜産の振興につながつてくるということになるのじゃないかというふうには私は考えるのでございまして、これについての御意見を伺いたい。

○政府委員(澤邊守君) まず最初にお尋ねございました六十年年度の飼料の作付目標が百四十六万九千ヘクタールということになつておる点について、果たして可能であるか、どのようにして可能にするかという御趣旨のお尋ねでございますが、基準年度でございまして四十七年が七十六万八千ヘクタールでございまして、かなり大幅の増になるわけでございます。その内訳をいたしましては、われわれは先ほど申しましたような草地造成という外延的な拡大を約四十万ヘクタール予定をいたしております。あとのふえる分につきましては、これは既耕地への飼料作物の導入ということで、現在進めておりますような水田稲作転換の一環として表作におきます作付の増大、あるいは畑地におきます飼料作物の増大、特に先ほども申し上げましたような水田裏作におきます麦と並んでの飼料作物の作付の増大というふうな方法によりまして、既耕地におきます飼料作物の増大を圖つてまいりたいというふうに思つております。

なお、飼料作物の反収が現在かなりばらつきも多くて、平均をいたしましては低い。したがつて今後、反収を引き上げるといふ余地が技術的にかなり可能性を持つております。これは、米などと違ひまして、高位平準化の水準の逆でございまして、低位不均衡というふうな反収になつておりますので、これは技術改善あるいは草地の更新等、種々の技術対策によりまして、面積だけではなくして生産量もふやして、反収を通じて生産量を面積以上によつてまいりたい、こういうふうにご考慮

おるわけでございます。

次に、わらの飼料用の活用のごときにつきまして詳しい御意見を賜つたわけでございますけれども、私どもの把握しております現状は、これは四十七年の基準年度でございまして現況は、稲わらの生産量が約一千四百万トンくらいあるという推定でございまして。それに対して、現在、いろいろに利用している面もございまして、全体として利用率が低くなつておる中で、飼料用の利用率はこれも大胆な推定で余り精度は高くはないかもしれませんが、私どもで考えておりますのは一六・五％くらい、約二百三十万トンくらいを飼料用に利用しているのではないかと推定をいたしております。これをできるだけ飼料用に活用していく。もちろん、他の利用、直接地力対策として水田に入れるということ、あるいは野菜に被覆用の資材として使うとか、種々の利用もございまして、全部というわけにはいきませんが、できるだけ他用途との活用の調整を図りながら飼料用としても昔のよう大幅に使つていくということが国内の粗飼料資源をできるだけ利用するという点におきまして望ましいわけでございますので、われわれといたしましては、とりあえず二〇％くらいまではまず高め得るのではないかと考えております。あるいはこの二〇％はいかに低過ぎるのではないかとこの御指摘があらうかと思ひますけれども、私どもといたしましては、とりあえずその辺を、これまで一六・五というものが毎年減少してきておるので、とりあえず減少をとどめて、少しでも上向きという意味で二〇％を目標にしておりますけれども、これは、私どもはもとより活用すべき余地があるのではないかとこのように思つております。そのために、先ほど御指摘がございしましたように、コンバインが入ることによつて活用にいくつなつておる、集めることがむずかしくなつておるというふうなこともございまして、その辺、集める機械あるいは運搬搬の機械というふうなものを導入していくというふうなことを、それからまた、

稲わらの生産農家と言いますか、水田農家と畜産農家が個別の、別個の経営という場合もかなりあるわけでございますので、地帯別に分かれておるといふこともございますので、その辺も余り遠隔地ではなかなか結びつけることは困難かと思ひますが、できるだけ近い地元から始めて、近接の隣村等からなるべくそういう稲わらの生産者とそれからその需要者というものを結びつけるようなことを、市町村等を中心にして、あるいは農協等の活動に待って、組織化をしていくということが必要ではないかというふうに思っております。そのため、ことしから実施することにしたしております緊急粗飼料増産総合対策の中でも、メニューとして、そのような事業を取り上げられるようにしておるわけでございます。今後さらに一層利用の拡大ができるような対策を考えてまいりたいと思っております。

○青井政美君 局長さんのおっしゃること十分了解できるのですが、ただ、これも、やはり可消化栄養分総量におきます二万九千八百七十八トンというこの明細を見ても、ほとんど輸入に依存をしておる。国内の関係で努力すると言ひながら、この六十年度の予測される数字で見ますと、三・七というふうにはほとんど横ばいの状態だといふような状況でございますと、この統計の数字から考えてみますときには、やはり国内産といふものはなかなか伸びぬのだなという感じがいたすのでありまして、先ほど来いろいろ申し上げましたように、備蓄をするにしても、輸入をするにいたしましても、非常にコストアップ要因が多く重なる。このことはやはり畜産農家の経営といふものを可能にするには問題が残るというところでございまして、この状況の中で見ますならば、ただいまのお説の中をより積極的になつて国内の飼料の自給の充足という問題をあわせ今後お願いを申し上げたいと思つております。

日本の畜産農家において一番大きい問題は、やはり、何と申しましても、濃厚飼料を外国に依存をするといふこの実態が解明されない限り、畜産

の経済性というものは非常に今後の問題としても残ります。しかしまた、現実に日本の立地の諸条件を考えてみますときには、なかなか一朝一夕に改善ができるという状況でございませんで、そういう状況から考えてみますときには、やはり、畜産の飼料の基盤をいたしましてはまことに脆弱であるといふことを言わざるを得ないのでございまして。そういうことで、新しく配合の濃厚飼料の値上りをして、やはりそれに即応してやつてやらなければ畜産がやつていけないといふこの現実は無視することはできないといふことでございまして。こういった問題の中に、一部、今回の一部改正その他等にもございまして、従来からのいわゆる自家配合といふものを積極的に進めてまいるといふことと、法改正によるもう一つの問題点といふものがうまくマッチするような方向で考えていただいておりますのかどうか。この問題は、それぞれカロリー上における問題点もございまして、指導上におきます問題点もあらうかと思つてございまして、この問題についての御見解を伺いたいのでございます。

○政府委員(澤邊守君) わが国の場合、濃厚飼料に対する依存率が高いばかりでなく、濃厚飼料の中でもいわゆる完全配合飼料といふものか、そういうものに対します依存が高過ぎるというところは、コスト面におきましてもあるいは栄養面におきまして適切な欠く面があるのではないかと、御指摘をいろいろな機会にいただいておりますのでございまして。確かにそのとおりでございまして、わが国の場合、現在千七百万トンから八百萬トンの配合飼料を使用しておるといふ実情でございまして、配合飼料といふのは使つてから見ますと、非常に便利な点もございまして、やっぱり、家畜の種類はもちろんのこと、品種なりあるいは飼ひ方、あるいは発育段階等によりまして、最も適当な飼料といふのは一般に販売されておる銘柄ではなくして、自分で最も適当な内容、成分のものを配合するといふことができれば一番望ましいといふことでございまして。それが、また栄養的

な面だけではなくして、価格面でも、コストの面でも有利な場合があり得るわけでございまして、そういう意味からいいますと、現在の配合飼料に余りにも依存しておる飼料の給与形態といふものは直していくべき面があるといふふうに私も思ひます。ただ、現在、配合飼料価格が値上がりしたこともございまして、自家配合といふのが一部で行われるようになっておりますが、これは、政府操作飼料であります大麥なりフスマ等が比較的潤沢に入るところとか、あるいは港灣の近く等で二種混合飼料が容易に入手できるようなところといふような、条件に恵まれたところが比較的にやっております。最近、飼料の消費が減つておりますので、一部投げ売りのようなこともございまして価格が非常に安いものが手に入るというふうな好条件に恵まれたところもございまして。そういうこともありましてふえておるわけでござい

ますが、これは、やっぱり、自家配合をやります場合には、自分の家畜に最も適当な栄養バランスといふものを考えて配合しなければいけないといふことになりまして、そういうやはり知識を持つておる農家でないと栄養のバランスを欠くということがございまして、いま言いましたような経済的な条件あるいは経営的とか技術的な条件の備わつておる農家、しかも規模が比較的大きな農家では自家配合というやり方を今後普及していくべきものだと思いますが、そういう条件の恵まれてないところまで一気にそれを普及するといふ点についてはなお問題があるというふうに思ひます。

ただ問題は、配合飼料の場合には、原料であるトウモロコシは免税になつておりますけれども、自家配合する場合に単体でトウモロコシを買ひますと現在には差額関税が一〇％かかります。これを何とか免税できないものかと、それによつて自家配合を促進するといふことになるわけでございまして、その辺をいろいろ検討いたしておりますが、これは、国内でん粉生産農家の保護という観点から、単体トウモロコシがでん粉に回るといふ

ことを防止するために現在は一〇％の関税を、関税割り当て制度のもとにおいてやっておりますわけでございまして。そこを、でん粉に流れないような流通規制を工夫をいたしまして、単体トウモロコシにつきましても免税できるというふうなことを、現在、種々、技術的な問題として検討いたしておりますので、できれば、早い機会にそのようにいたしまして、自家配合の促進の一つの刺激にしたといふように考えております。

○青井政美君 いまの最後のお言葉でございまして、やはり、自家配合の問題は長い間農民の要望でございまして、確かに御指摘のように、農産物価格安定法の問題なり、他に流入せられるといふ心配はいまでも例がなかったとは申し上げませんが、ただ、いまの畜産という現実の問題を解決するためには、特に農林大臣にお願いをして、この問題は、生産者農家の意欲にこたえるためにも、私は、十分、企画的に厳正な方法においてその措置ができるように農産団体からも要請をしていきたいといふふうに考えておりますので、この点は特に大臣の御配慮を煩わしいといふふうに思つてございまして。

また、たびたび申し上げておることでございまして、畜産をやるといふことは、えさの価格が安定をして畜産物がある程度価格に売れるといふことであるならば、これで何とかできるというところでございまして、現状までの仕方の中には、農業以外から生まれてくる要因はすべてコストアップの要因になる。できた製品は、社会的ないろいろな環境の条件の中で必ずしもコストを吸収するといふ状況でないといふのが畜産の大きな問題でございまして。こういった問題を一面では打開するためには、抗生物質その他等配合の中に入つておる物を入れてまいつておる。しかしまた、社会的には、いろいろな状況の中では、畜産公害というまた別な負担が農家にかかつてくるという状況といふものがついておるのが今日の私は実態だと思つてございまして。したがって、やはり、日本でたん白資源としての供給の諸条件を整

えるという、この国民の食料というものを賄うんだという前提に立ちますならば、そういう大きな見地に立つ畜産の保護対策というものが、畜産公害の問題と、抗生物質云々という問題と個々の細かい問題の取り上げ方についてはそれ相応のものは考えていただかなければならぬと思うのでございます。また、一面、御承知のように、新しく法律の改正に伴います大きな問題の中にも、飼料の添加物の内容という問題点においては一つの画期的な問題でございまして、また、それが重ねて服用する姿の中で一つの社会的な問題が起ころうということもまた事実でございまして、このことは、人体の健康という問題と抗生物質の乱用という問題が、社会的なマスコミの中では、一つは、薬づけのえさを食わして、それを人間が食べてそうしてうまく生きていけるかという一つの御意見もございまして、確かに、私は、その問題については考えなけりやならないということも言えるかと思うのでございまして、より効率のある、より畜産経営をうまくやるというための合理的な問題は、今回のこの法律の運用がその適正な方向を見出しますならば、私は成果は上がるというふうに考えられるのでございまして、全体的な問題を見ますならば、御承知のように、新しく法律が施行せられて今後運営してまいりますためには、現状の技術的な陣容や人間関係におきます状況の中ではないかと守り得られないのじやないかということが心配せられるわけでございまして、大臣がおいでの間に、この問題の御見解を伺って、新しく法律施行後は十分安心してやれるような技術的な体制を整えていただけるのか。法律ができていまだから整えるという形のものも非常におかしいかと思うのでございまして、現状の姿を、私どもが考えてみますときには非常に、マスコミその他等から厳しい人間の問題、公害の問題と言われるけれども、畜産の場合におきましても、その他の農産物の流通上におきましても技術的な問題点等において、たくさん問題があるということが考えられますので、新しい法律の推進の中でこの薬づけと言

われる問題は、何もそう心配することはないのだ、ということが科学的に立証のできる体制というものをどうして期待したいと思うのでございませう。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 畜産全般についてのいろいろな御意見も聞かしていただいたわけでありまして、畜産につきましても、今後これを振興発展をさせていくということが大事なことでありまして、そのための生産体制の整備、飼料基盤の充実であるとか、あるいはその他の基盤整備事業、あるいはまた価格政策につきましても、これを充実していくことは当然のことであるわけでございまして、同時にまた、飼料の安定的な輸入を確保していくということも、今後のやはり飼料穀物の需要の増大ということから考えれば当然のことと、その体制もこれから進めていかなければならぬわけでございまして、同時にまた、いま国民が非常に関心を持っておられるところの安全性の問題につきましても、今回の法律改正もその大きな眼目でございまして、われわれとしては、やはり畜産の経営においては安全性の確保と同時に、経済性も同時にあわせて考えるということでも対処していかなきゃならない。安全性とともに経済性がなければ、畜産というものの振興というものはないと思うわけでございまして、今回の法律によりまして、われわれはさらに検査体制を整備するわけでありますし、あるいはまた審議会等も充実をいたしまして、飼料あるいは飼料添加物につきましても検査体制、その安全性の確保ということに対して十分これでもって対処できるのではないかとこのように考えておるわけでございまして、

○青井政美君 いまの大臣のお話でございまして、これから非常に大きい——私、若干調査した陣容でどうして及ばないんだということだけは十分大臣も御理解願えらうと思うのでございまして、この問題は、私は生産者のために声を大にして言っているのじやございませぬ。一億国民を対象としての畜産物という問題の安全性というものを中心にして今後御配慮賜りたいと思うのでございまして、

御承知のように、この法律ができたのが昭和二十八年ごろだと記憶するわけでございまして、二十年以上たった今日、現状の姿の改正という程度で全きを得るかどうかという問題も将来の課題として私は考えなければならぬのじやないかというふうに思うのでございまして、

それから、先ほども若干申し上げましたが、飼料の添加物の関係は、農林省の御指導でなされていくということもございまして、このことがやはり報道機関なりで、あるいは先ほども申し上げました薬剤というものを多く使い過ぎるという形のもの、卵の場合も、肉の場合にもやはり薬づけのものであるというふうな状況でマスコミに書かれるという実態を考えまして、私も生産者という立場、あるいは飼料工場というものを経営いたしておる者の立場から考えますと、何もそういう問題がないのじやないか。少し一部が行き過ぎて考えておるのじやないかというふうにも理解はできるわけでございまして、しかし、そのような形を言われるという状況の中で、今後の飼料の添加物というものの、より経済性、より安定性を考えてまいりますときには、やはり現状の姿と今後の運営上におきます考え方には変わりがあられるのかないのか、変わりがあられるとするならば、その変わりの御見解を伺いたいというふうに思うのでございまして、

○政府委員(澤邊守君) 飼料の安全性の点での規制を新たに法律制度として加えますのが今回の改正の最大のポイントになっております。その意味では、現在の飼料品質改善法は飼料の安全性ではなくして、飼料の栄養効果をいかにして確保するかという観点からの制度になっております。この安全性に対します国民的な関心ということ、それから各種の飼料添加物等があるいは飼料そのものとして化学合成品等使われるというようなことから、安全性に対する規制が必要であるということとは前々から言われておりまして、われ

われといたしまして、四十五年には飼料添加物の公定書というものをきめまして、成分規格、あるいは製造、使用等の基準も定めまして、行政指導として規制措置をいたしますか、をやっておるわけでございますけれども、これは単なる行政指導によりましては徹底にどうしても限界がございまして、今回はしっかりと法律上の制度として確立をするということにいたしましたわけでございまして、これによりまして、現在事実上行政指導でやっておりますことがとより法律上の制度に移行するわけでございまして、単に移行するだけではなくして、たとえて申し上げれば、現在飼料添加物につきましては、百六種類の飼料添加物を公定書によって認めております。今度の法律改正によりまして、そのような飼料添加物を農林大臣が指定することになっておりますが、その指定をいたします場合には、もう一回現在の飼料添加物を見直しをいたしまして、栄養効果の面はもちろんです、主として安全性についてその後の学問進歩等から見まして、はたしてこの程度でいいかどうか、指定を統括するべきかどうか、指定するといいたしまして、規格、基準の直すべきところはないかとかというような点から見直しをいたしまして、できるだけ縮小をしたい、減らしていきたいというふうに考えております。

問題となりまして抗生物質等につきましては、残留性の問題、特に問題になりますのは、人畜共通の抗生物質等につきましては、耐性菌ができるというところで、人間でも余り使うと、きかなくなるということがありますけれども、家畜と人間と共通の抗生物質等につきましては、家畜で大量に使いますと、その菌が人間に移行した場合、人間にもきかなくなってしまうというような問題がございまして、それらはできるだけやめていくというふうな方向で、現在もちろん全廃というわけにはまいりませんけれども、縮小の方向で、必要最小限にとどめるという方向で見直しをいたしまして、添加物を農林大臣が指定することにしていきたいというふうに考えております。制度は、あと二条の二

以下にございますように、基準、規格を法律で定めまして、それを守ることを義務づける、守らない場合には回収、廃棄措置をとるか、あるいは特定の飼料につきましては、単に規格、基準を定めるだけではなく、製造、輸入のたびにごとにチェックをするために検定をするというようないことも考えておるわけでございまして、それらによりまして従来の行政指導よりは格段に規制が徹底するものと期待をいたしております。

○青井政美君 新しく法律改正された農家の立場から考えてみますときの関心は、やはり飼料の品質がよくて、それがいつもコンスタントな供給ができるという条件ということでございまして、先ほど来いろいろお話がございましたように、濃厚飼料の場合にはほとんどの原料が国内にない。いままで親基金なり基金制度その他等によつて価格上におきまするものも問題点については何らかの御配慮もあり、将来もまたこれにより救済されるということについては十分敬意を表するものでございまして、やはり物がなければ長期にわたつて仕事ができないう考え方に立つて、政府の責任で原材料を国内にストックをするというお考えがあるかないか、これをひとつ伺いたい。

また、新しいこの改正法律の中で考え方の中では、可消化の粗たん白質量、その総量、あるいはカルシウム、燐等の四項目を加えることに表示制度を改めたわけですが、われわれ農業団体では、過去において、もうこういう問題は卒業済みでございます。全部やつております。そういうことだけでよいのかどうかという問題がやはり一つ残るといふことでございまして。あるいは将来の問題としての原料の配合の割合の表示について、いろいろ農家からの要請がたくさんあるようでございますが、私も団体という立場からいままでも運用いたしておりますものは、全農を頂点としてそれぞれ都道府県、それぞれの会社は、みなその指導に従い、いままでもそのような状況で仕事を進めてまいつておつたので、その他の関係の業者との差というものが生まれてきておる。今後、

一つの法律の中で運用をしてまいりますならば、そういう差異のないような行政指導というものがなされてしかるべきじゃないかというふうに考えるのでございまして、この辺の問題についての品質の量の確保という問題と、具体的な事務的な問題になるかも知れませんが、そのような問題点というものを、どのようなことに考えていくかというところをお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 備蓄の問題につきまして、現在配合飼料メーカーは、原料を通常の場合、約一カ月分工場にランニングストックとして保有をしておるというのが一般でございます。これを備蓄的な意味を含めまして、さらに一カ月分を積み増しをするということ、配合飼料メーカーのいわば民間と、それから国が分担して実施をするということ、四十九年度の予算から五カ年間で百五十万トンの備蓄を、トウモロコシ、コウリヤン及び大麦について実施をするということにいたしておるわけであります。昨年は、御承知のように需給が非常に逼迫をいたしまして、通常の原料も確保するのに四苦八苦をしたわけでございまして、価格も異常に高騰いたしましたので、昨年は実行に至らなくて、今年が実際の初年度といたしまして、現在その具体的なやり方について民間と協議をいたしておるわけでございまして。民間の備蓄に対しましては、国が利子補助をするというところでございまして、これはサイロの建設費に対する利子補助と保管料に対します金利補助でございまして、それらによりまして、とりあえず五カ年間に一カ月分のストックを造成をしたいというように思っております。

次に、お尋ねございました公定規格について、現在の制度を拡充することになっておるけれども、全農等ではすでに実施をしておるのだから、実質的には余り拡充ではないではないか、という点のお尋ねであつたと思ひますが、これはなるほど法律上は現在四成分についてののみ、しかも登録飼料についてのみ表示義務を決めておるわけでございまして、公定規格にもその四項目だけでこ

ございます。今度は法律上のものとしたしまして、可消化養分総量、可消化たん白質、燐、カルシウムというものを成分規格に加えることを決めましたし、それからさらにそれと関連いたします表示制度につきましては、ただいま申し上げました成分の表示は当然でございますが、原材料の名称、それから一部の原材料については、増量材的なものを中心にいたしまして、その配合割合について法律上の義務として決めていきたい。もちろん行政指導によりまして一部行われていた部分もございまして、あるいは自主的にメーカーによつては実施をしておるという向きもございまして、今後は法律上の制度としてはっきり義務づけるといふことにしてまいりたいと思ひます。ただ、いままで申し上げておりますのは、これは主として栄養成分の確保の面からの表示のことでございまして、実は安全性についての表示はこれは法律上は何もないわけでございまして、これにつきましては、抗生物質等の添加物はもちろんのこと、配合飼料、一般の飼料、単体飼料等に分けまして、安全性からの成分規格それから使用基準、それから使用上の注意等そういうものを含めまして表示を義務づけることにいたしております。栄養確保の面と安全性両方の面から義務づける、しかも安全性の面からいたしますと、抗生物質等につきましては、その限度量それから比率というものの義務づけすることにいたしておるわけでございまして。

なお、最後のお尋ねのございました表示の問題につきましては、これはいろいろ議論の存するところでございますけれども、私もいたしましては、先ほど言いましたような使用しておる原材料名はもちろんでございますが、すべての原材料の配合割合についてまで全部表示義務を課するといふことは、飼料の研究開発が、その配合割合といふところが非常にポイントになっておるといふ点からいたしますと、これを公表するやうなことになるやうなことで、これを公表するおそれもあるといふやうなことで、あるいは原材料の使用割合といふのは、そのときどきによく変わるものであ

るといふ点からいたしますと、敏速に対応できないといふやうなことで、またやや傍証的になりますけれども、他の物質の例、諸外国の例等を勘案いたしまして、全部の配合割合を書かせるということについては問題があつて、現在は適当ではないのではないかと。ただ使用原料につきましては、今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○青井政美君 御承知のように日本では非常に飼料資源というものが少ないという状況でございますために、今後政府においては、いわゆる新飼料といふものの開発あるいは未利用資源といふものの開発、こういった問題について特に長期的な問題という観点から政府は基本的にそういう問題をお考えいただくかどうかという問題でございまして、また、今回のこの法律改正によりまして、やはり期待する農民にこたえられるような環境と条件づくりといふものがやはり組織的にも体系的にも効果の上がるやうなものを特に御配慮をいただきたいといふふうに思つてございまして。若干お尋ねしたいことがございまして、もう時間が参りましたので、この二つの問題だけをぜひお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) わが国の飼料の事情から、その飼料原料の多くは外国に依存せざるを得ない状況にあるわけでございまして、畜産の安定的な発展を図っていくためには、国内における飼料資源の確保はきわめて重要な課題であると考へるわけでございまして。このために、これまでもやつておりますが、草地の開発あるいは飼料作物の増産、稲わら等の有効利用のほか、農産加工副産物であるでん粉、ビール、果汁、果汁、ほりかす等の飼料化等につきましても推進する必要があるものと考へて、従来から関連事業の実施、研究の推進に努めております。なお従来畜産等に給与したことの新しい新飼料の問題であります、これにつきましては、栄養価が確認をされることはもちろんであります、その安全性もまた十分確認されなければならぬと考へておるわけでござ

ございます。こうした見地から、行政指導によりまして企業等に対しても必要な試験の実施等は指導してきておりますが、今回御審議をいただいております改正法においては、安全性について確証のない新飼料については、これは販売等の禁止措置が講ぜられる、こういうふうになっておりますので、十分その点も配慮しながらこれから進めていかなければならないと考えておるわけでございます。

○青井政美君　もう一つちよつと。飼料の規格の登録されたものも未登録のものも、新しい法律の対象は一緒ですね。

○政府委員(澤邊守君)　登録制度というのは今度ではなくりますけれども、全飼料につきまして安全性とそれから表示の点については規制の対象にしたいと思っております。

○青井政美君　どうもありがとうございます。

○原田立君　飼料の品質改善に関する法律は、昭和二十八年第十五回国会において成立され、その目的として、粗悪飼料の流通、品質改善、取引の公正を図ることを主としたもので、その内容として、飼料の登録制度、異物混入の禁止及び立入検査であり、飼料の安全性確保の面ではもっぱら行政指導に基づき実施されてきたのが現状であります。今回の法律改正では、安全性の確保に重点が置かれ、題名も飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律と改められております。安全性の確保については一歩前進と評価するものであります。また内容の面において不満とするところが多々あります。

まず初めに農林大臣にお尋ねしたいと思いますが、この法律で言う「飼料の安全性の確保」とは、家畜等を主体に置くのか、家畜を通して考えられる人体の健康に関することを考えての安全性の確保であるのか、大臣の基本的な御意見を伺いたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　人間の健康を確保するということが中心でございます。同時にまた、家畜等に被害が生ずることによって畜産物の生産

が阻害されるということ防止するということがあわせて考えられているところでございます。

○原田立君　何かちよつとちよつとちよつと言ったんだけど、よくわからなかったんだけど、要するに、この法律第二条の二には「家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう」と、「人の健康をそこなうおそれがあるもの」というものを禁止するんだと、その安全性を確保するんだと、こういうことなんだから、もちろん家畜を主体に置くというふうに言われるかもしれないけれども、法律には「人」の健康をそこなうおそれがあるものをいう」と、「人の健康をそこなうおそれがあるもの」と、こう出ているんだから、だから当然ここでは人の健康に関することを考えての安全性の確保である、こうはつきり明言すべきだと思ふんですが、どうですか、それ。

○政府委員(澤邊守君)　ただいまのお尋ねに関連するのは第二条の二でございますが、そこに書いてございますように「有害畜産物」・「有害畜産物の定義」といたしまして「家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう」と。そういう「有害畜産物」が生産され、そこまでするが、だから人間の健康に関連する安全性の確保という観念でございます。それから「又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から」という見地が二つございまして、後段の方は、これは人の健康には関係がなくても家畜に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害される、家畜が病気になるとかあるいは肥育が能率が下がるとかという場合で、これは家畜の安全性にとどまる場合と、二つの観点から安全性についての規制を加えようとするのがこの法律の趣旨でございます。大臣がお答えいたしましたのは、そのうちでもより重点であるのほうまでないことでございますが、人の健康にかかわる安全性の観点からの規制であると、こういうことをお答えしたわけでございます。

○原田立君　大臣、いまの局長の答弁それで追認していいですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　私が言ったことは、局長が追認したとおりでございます。

○原田立君　改正案第二条の二の飼料等の使用に伴う安全性の確保を図るため、農林大臣は、製造、使用の方法等の基準及び成分規格の設定等を省令により行ふと、こうありますが、現在のところどのぐらいの範囲の飼料をその対象として考えているのか。また基準、規格の設定等は具体的にどのようなものになるのかお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君)　今回の改正によりまして第二条の二の基準、規格について、今後、飼料審議会の御意見を聞いた上で最終的には決めたいと思ふので、現在確定しておるわけではございませんけれども、現段階でのわれわれの考え方を申し上げますと、飼料の中で、その特性または成分から見て安全性の確保の上で問題となるおそれのある飼料あるいは有害物質等による汚染の頻度が比較的多いと想定されるものについて製造、使用、保存の基準など、あるいは成分の規格を定めるというのが基本的な考えでございますが、具体的には何について定めるのかということにつきましては現段階での考えを申し上げますと、一つは、落花生油が、これは海外から輸入をしておりますけれども、この中にはアフラトキシンというカビ毒が含まれております。これの含有限度を成分規格として決めたいというふうに思っております。それからさらに落花生油が使用基準、これは用途別の使用の限度、それからさらに表示基準についても決めたいと思ふます。用途はどういうものに使ふのだということをはっきり表示させたいということでございます。

次に尿素、ダイブ等の、これは化学合成品でございますが、これにつきましても成分規格、その場合には窒素の含量等を定める。それから表示基準、これはただいま申しました窒素含量だとか、用途等を表示基準という形で決めて、それを守らせたいというふうに思ふます。

次に配合飼料につきましては成分規格を決めたいというふうに考えております。成分規格の決め方といたしましては、P.C.B.の含有量はたとえで申し上げれば〇・五ppm以下であるという一般的な基準、それからB.H.C.の含有量は一定数量以下だということ等を成分規格として決めたいというふうに考えております。さらに製造基準といたしまして、配合飼料の中に、先ほど申しました落花生油が、尿素、ダイブというものが入れることがありますので、そういうものの用途別の配合の限度、それからまた各種の抗生物質等の飼料添加物を配合飼料の中に入れますので、そういう飼料添加物を用いる場合の適応用量、どの程度を限度として入れるかということも製造基準として決める。それから使用基準といたしまして例として申し上げます、食用に出荷する五日前の家畜に対しては抗生物質等の抗菌性製剤添加飼料は使用を禁止するというようなことを使用基準として定めたいというふうに考えております。さらに表示基準、配合飼料の表示基準でございますが、これは用途、それから先ほど言いました落花生油が、尿素、ダイブを配合した配合飼料にあつてはその配合率、さらに飼料添加物を加えた配合飼料にあつてはその飼料添加物の添加量とか使用上の注意を表示基準として定める、したがってそれを表示しなければならぬということでございます。

だんだん詳しくなりました。飼料添加物につきましてはそれぞれの飼料添加物、先ほど申し上げましたのは配合飼料の中への飼料添加物の入れ方についての基準でございますが、今度は個々の飼料添加物につきましてもそれぞれ成分規格なり、製造基準、保存基準、表示基準を定めることにいたしたいというふうに考えております。その場合先ほどお答えしましたように、現在飼料添加物は百六種ございまして、これをもう一遍見直しまして、できるだけ整理をしてさらに基準を定めたいというふうに考えております。

○原田立君　また、第二条の二において安全性の

確保に努めることが言われているが、農家段階での使用方法についての安全性の基準を設けることは容易ではないと思ふのであります。農家段階という対象がきわめて広範囲であり、その実効の確保が問題であらうと、こう私は思ふのです。実際私は、こういう面では素人ですから農家の人たちが本当に規定されたおりのものができるかどうかということをはかり疑問視しておるわけでありますが、しかし飼料の安全性という見地からきわめて重要なことであり、農家段階でのその基準を守らせるためどのような方法を考へてゐるのか、この点を明らかにしてほしい。

○政府委員(澤邊守君) 二条の二で製造基準などと並んで使用基準を決めるわけですが、その場合、結局、一番安全性を確保するためにそれを使用基準に従つて使用するということが肝心かなめなことになるわけですが、使用する農家は多数でございます。御指摘のようにこれに徹底するということはなかなかむずかしい面もございますけれども、だからといって使用基準を決めずに守らなくてもいいというわけにもまいりませんので、これはできるだけ努力をいたしまして個々の農家に徹底をしてそれを守つていただくという努力をしなければいけないというように考へております。そのための手段といたしまして、もちろん県その他の行政ルートを通じて使用基準につきましても趣旨の普及徹底を図るといふこと、そのためには中間の農家に接する普及員等と家畜保健衛生所の職員とか、そういう県庁等の職員、第一線の職員に十分この法律の趣旨、それから使用基準等の内容の徹底をしまして、必要な場合には講習会をやるといふことも考へておりまして、その第一線指導者にまず徹底をさせ、その指導者を通じて個々の使用農家に使用基準について徹底をさせる、普及をするというようなことを考へていくべきだということに考へております。なお、製造業者には、その使用基準についてできるだけみずから消費者である農家に徹底するようにパンフレットでさらに細部を明らかにする

とかというようなことはやつてまいりたい。それを製造業者にも指導してまいり、あるいは販売業者にも指導してまいりたいというように考へております。そういうあらゆる手段を講じて農家に徹底するように努力をしてまいりたいと思つております。

○原田立君 また後で質問をしますけれども、いま局長のお話の中にあつた第一線の指導家というのは一体何人ぐらいいるのか。また講習会とあつたけれども、一日ぐらい講習会をやつてそれで免状をもらつて、じゃオーケーだなんていうような、そんなやり方をしたのなら話にならない。講習会の中身、その点はどうなふうになってゐますか。これはまた後で聞きますけれどもね。

○政府委員(澤邊守君) 詳細は全部いまちよつと手元にあつませんけれども、たとえば畜産関係の第一線の衛生指導機関であります家畜保健衛生所、これは二千二百名ばかりおりますので、各県に数カ所ずつに駐在をしておるわけでございます。それからさらに農業改良普及員の中に畜産担当の普及員がおります。これはちよつといふ数字は失念をいたしましたけれども、これも多数おりますし、それからまた市町村の勸業関係の担当職員あるいは農協の特に畜産関係の担当の指導員等を通じていただきますし上げましたような農家に使用基準を理解し守つてもらふような指導を徹底したいと思つております。

○原田立君 同じく第二條の二の有害畜産物とは「人の健康をそこなうおそれがあるものをいう」と定義づけされてゐるわけですが、これは非常に大切なことであり、そこで具体的な例としてどのようなものがあるのか。また有害とはどの程度のものを指すのか、その判定基準等の見解、それをお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 有害畜産物といふものは、その二條の二の括弧内にありますように「食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるもの」ということでございしますので、これはいろいろなものがあり得るわけでございます。

で、ここで何があれというものをはつきり申し上げるわけにはまいりませんけれども、要するに、有害な物質、たとえば先ほどの例で申し上げればアフラトキシンとかそういうたようなもの、それから抗生物質等の飼料添加物、これは飼料を適正に使用しなければ、仮に有用なものであつても、適正に使用しない場合には人体、畜産物の中に残留をして人の健康に悪影響を及ぼすということがあり得るわけでございます。そういうものにつきましては、当然成分規格なり基準を定めていくということになるわけでありまして、さらにそれらの有害でないという範囲において成分規格なり製造基準を決めるわけでございますが、それを判定するために一定の試験基準というものを資材審議会に諮つた上で決めておく。これはそういう特定の有害物質が入つてゐるかどうかというように、毒性あるいは家畜に食つた場合の有毒なものが入つてゐるかどうか、あるいは偏奇形性、奇形児が出るかどうかというふうなことに對しての生物学的な試験の基準、それから抗生物質等の場合にそれが畜産物、家畜の体内を通じて畜産物、肉だとか卵あるいは牛乳等に残留するかどうかという点についての残留試験といったようなものの基準を決めておきまして、その基準に合つてゐる、適合してゐるかどうかということ、企業がみずからもちろん試験もやると思ひますけれども、第三者的な中立の試験研究機関で試験をしたデータを農林省に出してもらう、それによりまして安全性の確認をして、審議会においてだじようぶだ、試験基準に合つておるといふことでございすれば、具体的な基準なり規格を二條の二に基づいて設定をしていく。そのような手順を考へておるわけでありす。

○原田立君 第二條の四の改正案の中で特定飼料の説明として「飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが多い」と認められるもの」としてゐるわけでありま

すが、ここで「特に多い」とあるが、著しい被害が生じないような場合も、逆説的な言い方をして恐縮ですがけれども、「特に多い」とあるが、著しい被害が生じないような場合には、特定飼料の対象にならないのか。また、ここで「おそれが特に多い」あるいは「ただ単に多い」あるいは「ある」、こういうふうな三段階が考えられるわけでありますが、何を基準に定められるのか、具体的にお伺いしたい。

○政府委員(澤邊守君) 二條の四で特定飼料につきましては、輸入なりあるいは製造のそのつど検定を受けるということ義務づけしております。いけなければ販売してはならないということにしておるわけでありす。一般のものにつきましては、先ほどのところに出てきました二條の二で基準価格を定めておきまして、それに適合しないものはつくつたり、使つたり、売つたりしちやいかぬ。こういうことで一般的な禁止をしてゐるわけでございます。しかし、特別に安全性の観点から必要があるというものにつきましては、二條の二に基づきます一般的な規制だけではなしに、予防的な意味で事前に全部チェックをする、輸入なりあるいは製造ごとにチェックをするというのがこの二條の四の規定の趣旨であります。したがういまして、ここではそういう一般的な規制よりも一層安全性の観点から必要があるというものでございすので、われわれ現在考へておるものは先ほど来何回も出ております落花生油かす、これはアフラトキシンというものが入つておるもので、これの入つてゐる含有限度を守つておるかどうかということを一々チェックする。これは国内で製造するものじやございせんので、輸入で他国から入つてくるものでございすので、輸入先の輸出国で日本の政府のみずからチェックするわけにいけませんので、したがつて、入つてきたときに全部検定という形でチェックをするということにございす。それから特に問題の多い飼料添加物の中での抗生物質につきまして、これは全部検定を受けなけ

れば販売してはならないということにする予定にしております。すなわち、特定飼料に指定をして事前の検定を義務づけるということにしてまいり予定にいたしております。

○原田立君 局長はくが質問しているのは「畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるもの」と、「特に多い」と法文でなっていますよね。特に多い、あるいはただ単なる多い、あるいはそういう被害がある、こう三段階に分けるのだけれども、やっぱり少しでもこういう被害があるものについては、特定飼料として指定すべきではないのか、こういう意味で聞いているわけです。その点どうですか。

○政府委員(澤邊守君) まあ、特に多いということとございまして、一般には二条の二の規制のみでいくと。特別にそのような安全性の点で、ここに書いてございまして有害畜産物が生産されたり畜産物生産が阻害されるおそれが特に多いという、例外的に特別なものをだけを、事前のチェックのために、特定飼料にして検定を行うというのがこの法律の趣旨でございまして。

○原田立君 次に、農林大臣による指定検定機関とは、民間の検定機関のことを言うのだろうと思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(澤邊守君) 民間の機関を申請により指定をしたいと思いますというふうに思っております。もちろん、民間機関といえども、配合飼料メーカーの企業の研究機関とかというふうなものを指定するつもりはないので、民法による公益法人等、中立性のある、権威のある、しかも設備、能力、人員等におきまして十分信頼のおけるものを指定してまいりたいというふうに思っております。

○原田立君 そうすると、農林省の機関と指定検定機関との関係。検定または合格表示の手続の上から明確にお答え願いたいわけですが、農林省の機関と指定検定機関とは別に格差があるわけではない、むしろ同等である。こういうふうに見えていいですか。

○政府委員(澤邊守君) これは先ほど、特定飼料

として差しあたり、将来あるいはふえることがあるかと思いますが、差しあたり現在予定されておりますのが落花生油かすと抗生物質ということをお答えいたしましたけれども、抗生物質につきましては農林省の機関において全部検定をしまして、落花生油につきましては、現在、行政指導によりまして殺菌検定協会というのがある。これは公益法人でございまして、検定を実施しております。行政指導に基づいて同じようなことを指導してある、実行しておるわけでございます。これが申請がございすれば改めて審査をした上で指定をすることはあり得るかと思っております。

○原田立君 現在の民間の検定機関、検査機関これは幾つぐらいあるのですか。

○政府委員(澤邊守君) これはいろいろあるかと思いますが、私どもの関係で予想されるものといいたしましては、ただいま申し上げました殺菌検定協会のほかに食品分析センターとかあるいは日本冷凍食品協会といったようなものもございまして、こういうものはあるいは申請が出てまいりまして、能力、施設等審査した結果、信頼性ありということであれば指定することもあり得るかと思っております。現在どの機関をというものを具体的に予定をされているということではございません。

○原田立君 現在日本殺菌検定協会、日本食品分析センター、日本冷凍食品検査協会、私これ三つ名前を聞いていられるわけなんですけれども、これだけでいいのですか。

○政府委員(澤邊守君) ちよつと……。

○原田立君 それから法律で「農林省の機関又は農林大臣が指定した者が行う検定を受け」云々とあるけれども、これはもうすでに農林大臣が指定したのがあるんでしよう。農林大臣が指定した検定機関というのは若干私、聞いていられるだけだけれども、あるんでしよう。それで各都道府県にもあるんじゃないかというふうに聞いたんだけど、その点はどうですか。

○政府委員(澤邊守君) 国の飼料検査機関は飼料検査所というのが本省を含めまして全国六カ所ござ

います。そのほかに県におきまして飼料検査所とか飼料分析所とか、いろいろ名前を使っておりますが、大体各県とも、専任の職員は一、二名でございまして、または兼任が多いわけでございますが、持っております。それらの機関ももちろん指定されることもあると思っております。

それからさらに民間につきましては、ただいま申し上げました三つが一応予想されるわけでございますけれども、現実にはこの趣旨での検定業務をやっておりますのは、現在、財団法人日本殺菌検定協会が落花生につきましてアフラトキシンの検定をしておるといのが現状でございまして。

なお、これは安全性に関する検定についての検定機関のお答えをされているわけでございますが、後の方に出てきております栄養確保の、栄養成分の確保という意味からの検定機関が別途ございまして。これらにつきましても、われわれとしては現段階で予想されるのは、いま言いましたような民間の三機関、県の検査機関を除きますと。というようにどこが予想されるわけでございますが、何もこれにあらかじめ限定してかかるといことではございません。

○原田立君 県に一、二名の検定所があるというのは、それは国の出先機関なんですか。それとも各都道府県で一応自治体が行っているんですか。どっちなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 都道府県の機関でございまして、特に施設等、機械施設に対して若干の助成を特定の県に、そのときどきにやっておる例はございすけれども、本来は各県の機関でございまして。

○原田立君 それでは、二名ぐらゐのところのそれと、いま国には六カ所あるというこの六カ所、それから民間のいま先ほど三カ所ぐらゐの名前が出ましたけれども、これらは、内容からいくとやっぱり国の方の指定機関の方が予算も多いだろうし、人員も多いだろうし、そういう面からいくと各県の一、二名だなんというのはちよつとお粗末過ぎるのじゃないか。

それから民間の検査機関、これはどういう人員構成で、予算がどのぐらゐで、どんな動きをやっておるかというのがよくわからない。名前だけで私よくわからないけれども、国の検定機関、検査所ですね、これはまあひとつ権威のあるものと認めるようじゃないですか、私よく知らないだけけれども。それに準ずるとなると順で占めるわけでしょう。県で二、三名あるのを指定するかもしれない。県で二、三名あるのを局長の答弁がございましたけれども、これはちよつと乱暴じゃないですか。

○政府委員(澤邊守君) 県の飼料の検査機関は各県一、二名と言いましたのはもちろん専任の職員でございまして、あと実際には現行法に基づきまして飼料の表示に合っているかどうかというふうなことを主として現在県の機関は検査をしております。そうなりますと、実際には取去に手間がかかるわけでございますが、これは併任といいますが、兼任といいますが、職員がおりましてやるわけで、それだけをやっておるといふのじゃなくて、私が申し上げました、一、二名と申しましたのは、これは専任の分析をやっておる職員のことを申し上げたわけでございますので、実際はもう少し多いというふうにお考えいただきたいと思っております。

なお、民間の検定機関について人員、予算でございまして、いま正確な資料の手持ちがございせんが、たとえば日本飼料殺菌検定協会は千数百名の人員を持っております。これは殺菌物についての検定といいますが、検量といいますが、を主としてやっている機関でございまして、かなりの陣容を持っております。それから食品分析センターにつきましまして、これは百名以上の職員がおります。正確ではございせんが、いま手持ち資料ございせんが、というように伺っております。

○原田立君 要するに、権威ある検査所であればいいわけですよ。国と民間と、こういうふうな格差があるんだというんじやないし、同等の権威あるものと。いまの何か最初の話のところは、一千名ぐらゐいるというふうな話だけれども、

いう試験データをいろいろ持ってきていただくことになるわけですが、その際にあらかじめ試験基準というものを定めておきます。これは有害な物質についての、入っているかどうかという、それを確認するための理科学的な試験とか、毒性があるかどうかということについての生物学的な動物試験のやり方についての基準、それから畜体内を通じて有害な生物物質等が残留するかどうかというものを試験するための残留試験といったようなものの基準をあらかじめ資料審議会に諮った上で決めておく、もちろんその資料審議会には人体医学の専門家の方にも入っていただいた上で決めておく。その試験基準に従って、飼料のメーカーはこれの試験基準に合致していただきますというデータを出してくる。しかし、その場合、飼料メーカーの自分の研究所でしかとか、あるいは検査機関で大丈夫だという試験データでは信頼性がありませんが、むしろ第三者の中立のそういう分析研究機関に委託をして試験をしたデータを出してもらう。それを私もでも審査をいたしまして、先ほど申しました資料審議会に諮って、その試験データが正しいものであるか、疑わしい場合には国みずからが追試と言いついて、みずから同じような試験をしてみようということによって疑わしい点を明確にする。それで大丈夫だということが資料審議会において確認された場合に、二条の二に基づきます基準、規格を定めていくということになるわけでありまして、二条の六の場合にも同じようなことでございまして、そういう確証のないものというのは、先ほど言いましたような試験基準、各種の試験基準に合っているというデータがないようなものがありますれば、メーカーはそれを持っていくと思いますが、それを見た上でこれはやっぱり確証がないということでありまして、販売を禁止するということになるわけですが、販売を禁止されれば企業が相当打撃を受けるわけですが、その前に二条の二に基づきます基準、規格を定めてほしいというようにデータをもつて申請をしてくるというのが現実の運営になろうかと思ひます。

○原田立君 だから第三者機関等を設け、追試験、再試験、検査を行なうということですね。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど申しましたように、必要な場合には第三者機関を含めまして、国みずから行う、全部、行うということは必要ないと思いますが、第三者機関にメーカーが委託をして試験をしたデータについて審査した結果、疑いのある場合には、国みずからの機関において試験をすると、こういうことを考えております。

○原田立君 有害でない旨の確証が得られるまでの手続、研究結果等広く国民一般にもわかるよう、あくまで慎重、公正を期すべきであると思ひますが、見解を伺ひたい。

○政府委員(澤邊守君) これは農業資料審議会全体の運営にもかかわることとございまして、資料審議会ではできるだけ資料を公開をしてまいりたいということとございまして、その新飼料に関する安全性に関する試験データ等につきましても、できるだけ天下に公表するという形で運用してまいりたいと思ひております。

○原田立君 次に、石油たん白に関しまして、本改正案の中の二条の六の三項は、石油たん白飼料のための条項であるとのうわさがあるわけですが、うわさではなくて、先ほど石油たん白も含むと局長はみずから言ったわけですから、石油たん白も含むと思うのでありますが、有害でない旨の確証が得られれば、石油たん白の飼料化をも許可することになるのかどうか、政府の基本的見解をお伺ひしたい。

○政府委員(澤邊守君) 石油たん白につきましては、新飼料として諸外国でも種々開発をし、実際に製造を始めているという点はございまして、私も、わが国の場合、まだ安全性について十分確認をされておられない、一応の試験でデータも出てはおりますけれども、一〇〇%確認をされておられないという点がございまして、特にまた国民的なた

解を得られておらないというのが現状でございまして、私も私としては現段階においては新飼料としてこれを流通することを認めるつもりはございませんので、もしこれが出回ることになれば、二条の六に基づきまして販売を禁止するという措置を講ずることになるわけとございまして、農林省といたしましては、あくまでも安全性が十分に確認され、しかも国民的の合意が得られるということの二つの条件が満たされた場合に初めてこれが使用をし、あるいは流通するということと認めていくべきである。現段階においてはまだそのような段階に至ってはおらないというふうに考えております。

○原田立君 二条の六、農林省は昭和五十年以降、農林水産廃棄物の活用による飼料等の生産利用技術の開発に関する研究を進めることとし、昭和五十年年度の農林水産技術会議に一億二千八百万円を計上していると聞きましてありますが、この研究の主要課題、研究内容はどのようなものか、また今後その成果をどのように生かしていくのか。従来、問題となった石油たん白の開発に対する疑惑もあり、この点政府の見解をお伺ひしたい。

○政府委員(小山義夫君) 今回の新しい予算で行おうとしておりますものは、農林水産廃棄物、たとえばミカンのジュースかすでありますとか、あるいはおがくずでありますとか、水産加工、かまぼこの製造過程で出ますさし水とか、そういういわゆる農林水産廃棄物の中に、かなりまだ利用できる成分が残っております。そういうものを、ま

と基礎としていこうということになるわけとございまして、平たく言いますとそういうものをえさにして繁殖をさせる微生物、その微生物が持つております、非常に高濃度を持つておりますたん白質をえさに利用していこう、こういう技術の開発を考へておるわけとございまして。御承知のように、豚だとか、鶏だとかというものは草を食べて成長することができません。どうしても非常に高濃度のたん白質を要求するわけとございまして、こ

ういった中小家畜のためのたん白質の供給の一助にしたいということがねらいでございまして。なおこれに当たっては安全性についていよいよ欠くところがあるのではないわけとございまして、安全性の評価の基準の確立をあわせて研究課題としてとっております。したがって、この研究は今後も不足が見込まれますたん白系飼料の安定的な供給、そしてまた同時に、あわせて農林水産廃棄物による環境汚染を防止をするというふうなことをねらいとしておるわけとございまして、いわゆる石油たん白の開発はこの研究の内容にしておりません。

金額その他は、先ほどお話がございましたように、一億二千八百万、施設費を含めると一億四千四百万とございまして。安全性については、そのうち七千五百万、それから利用開発の技術開発について六千九百万というものを予定しておるわけとございまして。

○原田立君 二条の八の飼料製造管理者の問題のところでありまして、改正法二条の二により基準の定められた飼料等の製造業者は、この製造を实地に管理させるために、一定の資格を有する飼料製造管理者を置くことを義務づけているわけでありまして、そこで、ここで言う製造業者の規模はどの程度のものが考えられているのか、また管理者の具体的な資格要件とあわせて明確にお伺ひいたします。また、中小零細企業の場合現実に困難な場合も考えられるわけとありますが、このような場合どのように対処するのかお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 二条の八で、飼料製造管理者の設置を義務づけておりますのは、規模というよりはやはり安全性の観点から、幾ら小さくても必要な場合には置いてもらうということが必要になるわけとございまして、飼料添加物につきましては全部飼料の製造業者は管理者を置かなければならない、それからさらに飼料添加物を用いる配合飼料の製造業者、それからさらに化学合成飼料とございまして尿素、ダイブという飼料の製

造業者、これらは管理者の設置を義務づけていくというようにしてまいりたいと思っております。で、その二条の——ただ、営利を目的とせず、かつ生産量が一定量以下であるものにつきましてはこれは除いていきたいというように考えております。

それから、製造管理者の資格でございますが、これは、安全性についての十分の知識を持った者ということになるわけでございますので、獣医師、薬剤師、あるいは学校教育法に基づく大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学、または農芸化学の課程を修めて卒業した者というものが資格になろうかと思っております。さらに、そういう大学まで出ておらずとも、一定の報酬を受けて経験年数が何年以上というような規定もこの資格の中に加えてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 局長のお話の中に、いかなるところでも製造管理者を置くんだと、こういう話だったけれども、私の後段の質問は、中小零細企業の場合は現実には困難な場合が考えられるけれどもこれはどうするの、ということについてはお答えがなかったんだけれども、まあその冒頭にお答えになった、いかなるところでも全部置くんだというこの答えに含むんですか。

○政府委員(澤邊守君) これは安全性の観点でございますので、それが、管理者が設置されて適正な製造管理、安全性の観点からの製造管理が行われないと、人間の健康に対する事故が生ずるおそれがあるということでございますので、先ほど言いました営利を目的とせず、かつ生産量が一定以下という例外的なものを除きまして、大企業でございまして、あるいは中小企業におきましても、やはりそういう安全性にかかわるようなものを製造する業者は設置を義務づけるというのが考え方でございます。

○原田立君 畜産後進国であるわが国においては、現在の段階において飼料等の安全性の土台となるべき飼料添加物の毒性、発がん性、催奇形性、または遺伝子への影響などに関する説明がほとんど

とされておらず、というか、おかれていて、その基礎データが全くないというのが実態であると聞いているわけですが、その点はどうか。

○政府委員(澤邊守君) 飼料添加物につきましては、従来安全性の確保の見地から添加物ごとに規格、使用基準を行政指導という形で定め、これに従って製造使用するように指導してきましたが、現在使用を認めております飼料添加物については、法改正後、試験方法の確立されている発がん性とか催奇形性等を含めまして慎重な見直しを行っていくことにしております。また遺伝子への影響につきましては、その試験方法等今後検討すべき点もありますが、これらの点については法改正後、資料審議会において専門的分野から十分検討を行うことといたしたいと思っております。現在、飼料添加物として使用されているもののうち、動物用の医薬品として承認されているもの、動物用の医薬品であり同時に添加物であるという場合があるわけでございますが、これらの動物医薬品として承認されたものにつきましては、慢性毒性試験あるいは特殊毒性試験——催奇形性を含んだ特殊毒性試験、それから残留性試験、対象動物に対する安全性試験等が実施されておりますので、その成績を基礎として承認をされているものでございます。動物医薬品であるものについてはそのような試験が行われておりまして、それに基づいて飼料添加物についても承認をしておると、こういうことでございます。

○原田立君 基礎データは少ないけれども、あると、こういうことですね。で、この基礎データがはっきりしないというところは重大な問題であって、製造基準や成分規格が科学的根拠のないあいまいなものになるおそれがあると思ふんであります。で、また、従来の飼料添加物公定書の見直しをするというふうなことを聞いておるんですが、どのようなあり方で行うのか、この点はいかがですか。

○政府委員(澤邊守君) これは、現在、飼料添加物百六種類のもの行政指導において公定書の中に

に登録をして認めておるわけでございます。これを今度は新しい法律制度に基づきまして、二条の二に基づいて基準、規格を定めることになるわけでございますが、まあ最近の学問進歩もございまして、本法施行は一年以内ということになつておりますので、その間に資料審議会を開催いたしまして、飼料添加物につきまして栄養効果の面とそれから安全性の面で改めて総見直しといいますが、総点検をいたしまして、できるだけ数を減らすということをやりたいと思っております。特に抗生物質につきましては、人体と家畜と両方に共通に使用します抗生物質につきましては耐性菌が出現するというところで、人間にも効かなくなるおそれがあるというふうな心配がされております。したがって、これらの人畜共通の抗生物質につきましてはできるだけやめていく、廃止する方向で見直しをして、全体といたしまして百六種類の飼料添加物をできるだけ減らしていくということをやりたいと考えております。

○原田立君 次に、昨年の七月にAF2問題と関連して飼料添加物公定書が改定され、ニトロフラン系化合物や抗生物質の使用方法について、採卵鶏の飼料については添加禁止、またブロイラーや豚等に対しては出荷前五日間の飼料には添加を禁止すると、こういうことになっておるわけでありまして、農家段階においてはほとんどこれが守られていないと、こういうふう聞いておるわけでありまして、その実態はいかがですか。

○政府委員(澤邊守君) AF2を食品の添加物として腐敗防止に使うことは厚生省の方で昨年禁止をされたということに関連いたしまして、飼料用に使うことにつきましては種々議論があつたわけでございます。まあわれわれといたしましては、フラゾリドンとAF2類似のものにつきまして現在、特に幼稚園期といいますが、家畜の幼齢期に非常な事故を防止するために使用をいたしておるわけでございます。これの使用をできるだけやめていく。しかし、全廃をいたしますと現在の畜舎等の環境条件のもとにおきましては疾病が出たりあ

るいは成長が阻害されるというふうなことが心配されますので、できるだけ使用期間を少なくしていくというところで、採卵鶏と牛乳につきましてはこれは毎日生産され出荷されるものでございまして、これについては全面的に使わないという行政指導をいたしております。さらに肉畜——肉牛あるいは豚であります、これは毎日出荷するものじゃございせんので、長い期間をさ給与した上で出荷をするわけでございまして、その出荷の前五日間には休薬期間といましてニトロフラン系の添加物を使わないということを決めまして、行政指導によりまして製造業者及び農家に指導しておるところでございます。これによりまして従来年間約四百トンぐらゐの使用実績があつたのが現在おおむね半減をいたしております。製造業者に対しましては指導も一層徹底をし、さらに農家段階に対しましては一層徹底することによりまして十分守られるように指導を加えていきたいというふうに考えておりますが、今後の問題といたしましては現在の五日間というのをできればもう少し休薬期間、使わない期間を延ばすように長期にするように検討いたしまして、本施行までにはそのような基準、規格を定めたいというふうに考えております。

○原田立君 現在は五日前から禁止しているけれども、もう一歩前進して処置を講じたいと、こういうことですね。

○政府委員(澤邊守君) はい。

○原田立君 茨城県石岡市のある養豚農家の話によると、確かに配合飼料の袋には、出荷前五日間薬剤無添加飼料に切りかえてくださいと、こう書いてあるが、そういう飼料を売り込みに来ないし、切りかえてはいないと、こう言っているという事実があるのです。このように農林省の措置が、現場ではほとんど実施されていない状態であり、実効が薄い。今後、農家段階での指導方法等どのような対策を講じるつもりなのか、具体的な方策をお伺いしたい。要するに、なお一層これからつくすと言っているけれども、それにかわる飼

料の売り込みがない、あるいはまた現実にはそういうことはやっていませんよと、こういう意味の発言をしているのです。いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) そのような報告がありますれば、一〇〇%徹底していないというところがあると言わざるを得ないわけですが、私どもは把握しておりますところでは休養飼料、要するに出荷前五日間に給与すべき肉牛なりあるいは養豚の、肉豚の飼料の製造が現に行われておりますし、この添加物の使用量も減ってきておりますので、私どもとしてはかなり効果を上げておるといふように思っておりますが、一部であるいは徹底していないところがあるという御指摘があれば、今後さらに一層徹底方について強い指導を加える必要があると思ひます。

そこで、五日間というのをもう少し、たとえば養鶏でございませうれば幼雛期——これは配合飼料は幼雛期、中雛期、大雛期、成鶏というようにそれぞれが発育段階ごとにえさの銘柄が変わるわけでありまして、内容も変わるわけでありまして、いまは成鶏用のもので、しかも従来ならば出荷の直前まで使っておったのを五日間だけ使わないようなAF2類似物等の入っていないものをわざわざつくらせるといふような指導しておるわけではございません。今後の方向といたしましては、たとえば幼雛期、中雛期だけは使わせるといふことになりまして、大雛期——大きなひなになりますとえさが変わるわけでありまして、これは必ず変わるのですから、そのときには一切入れないというようにすることによりまして、徹底できるのではないかと、いかにいふようにも考えておりますので、その点今後、具体的に検討をいたしまして、銘柄ごとに、この銘柄には発育段階に対応した銘柄については一切入れないだということをはっきりさせることによりまして、監視もやりやすくなりますので、そのような方法を講ずることによりまして徹底をし、あわせて休業期間を延長するというような方向で検討したいと思っております。

○原田立君 局長の方で四十九年七月十三日に

「飼料添加物公定書の策定について」と、そうして「出荷する前五日間に給与するおそれのある配合飼料には、抗菌剤等を添加してはならない」としてある。と、こういう通達が出ています。これは了解しているわけなんです。いまのお答えの中で、効果は上がっているであろうと、こういうふうなお話なんだけれども、じゃ、これは実際にきちんとして守られてやっているかどうか具体的に御調査なさったことはあるんですか。

(委員長退席、理事高橋雄之助君着席)

○政府委員(澤邊守君) 私どもで、効果が上がっている、それなりに上がっていると言っておりますのは、休業飼料——フラゾリドンの入っていない飼料の生産が現に行われているということと、それから配合飼料メーカーにおけるフラゾリドンの二トロフラン系添加物の使用量が約半減をしておるといふところから、たゞいま御指摘のございました通達の趣旨がかなり行われておる、実績は相当上がっております。この二つに判断しておるわけではございません。が、御指摘の茨城県の例もございまして、一〇〇%完全に徹底しているかどうかという点につきましてはなお問題が残っております。この二つに思ひますので、はっきりした法律制度に基づいて、従来はこれは行政指導にとどまっておるわけではございますので、法律制度に基づいて法的な義務として基準、規格を定めていく。義務として守らせるといふような根拠をつくりまして、それから、先ほど言いましたような銘柄ごとに幼齢期の銘柄の飼料にのみ入れて、それ以降は入れないというように規制の仕方をしていくということによりまして、徹底が一層期せられるのではないかと、いかにいふようにも思っておりますので、その方向で検討したいというふうに思っております。

○原田立君 揚げ足取りをするわけじゃないけれども、二トロフラン系ですか、その薬が減った、それから休業飼料がふえた。だから効果は上がっているんだらうと。こういうふうな説明の仕方をしているんだけれども、私がさっき聞いたのは、

農林省で、何らかの機関を通じて五日前にきちんと休業飼料に切りかえるようなことをやっているのかどうか、それをちゃんと具体的に調べているんですか、調査したんですか。調査もしないで効果が上がっているでしようだなんて、そういうことは無責任じゃないかと私は思ふんです。具体的に使用状況の追跡調査などを行い、徹底の状況を確認してしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 農林省において、直接調査したというところはございませんが、県の関係担当者を集めてその辺の徹底、趣旨の普及の状況を聞いておりますけれども、先ほど申しましたように、かなりの程度は徹底をしておるといふような報告を聞いております。個々の農家におきまして実際に調査をしたところまでには至っておりません。

○原田立君 いろいろ農業あるいは酪農、いろいろな団体もあるんですからね。そういう面でも調べようと思ふ、また意見を聞くことと思ふは幾らでも聞けるんですから。ただ、通達を出せばそれで、それで、もう効果が上がっているんだという、そういう態度は軽率であるとは指摘せざるを得ない。そこで飼料メーカーにはどのような指導、対策を講じたか。この通達を出してその後、飼料メーカーに対してどのような指導、対策を講じたのか。また、その結果、完全に守られているのかどうか。その点はいかがですか。

○政府委員(澤邊守君) 肥飼料検査所におきまして、飼料工場に現行法に基づきます立ち入り検査をしておるわけではございません。抜き取り取去をいたしまして、それを分析しておるわけではございませんが、その際、配合飼料メーカーに参りました際に、休業飼料をつくっておるかどうということと、あるいはその趣旨を農家まで徹底しておるかどうかということとその都度調査し、聞き取りをやらしております。その結果、これはことしの四月の各肥飼料検査所の調べでございますけれども、プロイラーについての後期用の配合飼料、こ

れは後期全部を休業にしているわけじゃないと、出荷直前の五日間でございまして、プロイラー後期用配合飼料の全体の中で一〇%が休業飼料を製造しておると。それから若豚飼育用の配合飼料の場合には、三六%が休業飼料として配合されておるといふような数字は一応把握いたしております。

○原田立君 私の知るところによれば、東北は秋田から九州、鹿児島までいまの通達の実施状況を調査した結果の報告が手にあるわけでありまして、全く実行されていないという状況であります。その一例を挙げれば、もし調べに来たらば、使い終わった飼料袋は軒下に積んでおくと、さも使っているというカモフラージュを強要しているところすらあると聞いております。通達に対する追跡調査、飼料メーカーに対する指導、徹底も十分に行われていない。これでは農林省と飼料メーカーとの癒着というか、メーカー保護と言われても仕方がないと思ふわけでありまして、農林大臣、こういうような事実はあつてはならないことだと思ふんです。私の知るところによれば、報告のあつた結果でも、たゞいま申し上げたとおりの状況です。どうお考えですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いままで行政指導でやっておるわけではございまして、指導は局長が申し上げましたようにある程度は徹底はしておるといふものの、やはり御指摘がありましたように問題が起つているところもなきにしもあらずだといふことではございまして、これは徹底しなさいならぬといふことで法律の改正を行うわけでありまして、この法律改正が行われた場合においては、法律の中の規定によつてこれはきつちり守られるし、守らなさいならぬことになってくると、こういうふうにも考えるわけでありまして。

○原田立君 農林大臣が国会だけで、守らなさいならぬんです、だなんて幾ら言つたつて、守りやしませんよ。そこで、この際、実施状況の実態調査あるいは来月から再徹底するよう何らかの対策をすべきであらうと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) ただいま大臣からお答えしましたように、法律制度に基づく措置に法改正が行われれば、切りかえられるわけでございまして、一層徹底しやすくなる面がございしますが、もちろん施行以前でありまして、さらに御指摘のような点もあり得るわけでございしますので、指導を強化してまいりたいと思ひます。私の方で毎年品質改善実態調査というものを御指摘のようないつにきまして、実態調査の項目に加えて調べてみたいというように考えております。

○原田立君 AF2は昨年、発がん性等の問題から全面使用禁止になつておるわけでありましたが、ところが畜産物の飼料に対しては、AF2と同類のニトロフラン系フラゾリドンというのですか、これを採卵鶏には全面禁止、ブロイラー、豚等には出荷前五日間は使用禁止という措置であるにしても、先ほど話があつたけれども、ついでこの間までは四百トン、現在でも二百トン使われてゐるというところでありまして、このような危険さなまりないニトロフラン系を今後も飼料に添加していくつもりなのかどうか、いかがですか。

○政府委員(澤邊守君) フラゾリドン等のニトロフラン系の添加物は、私どもの試験研究機関等の検査によりますと、比較的分解が早くて余り残留しないというように言われております。したがって、できるだけ使用期間を短縮しながら、必要最小限度においては使つていくことを行政指導において、現在も認めておるわけでございします。先ほど来お話に出ておりますように、五日間の休業指導をブロイラーと肉豚については……、肉牛……失礼いたしました、肉牛は使つておりませんで、肉豚とブロイラーでございします。先ほどあるいは間違つたかと思ひますが、訂正していただきたいと思います。肉豚とブロイラーについて五日間の休業期間を設けて、出荷直前には使わないうようにしているわけですが、五日間を設けますればこれはアメリカ等も大体、その程度の休業期間を設けておられますので、その程度休業をすれば、

仮に短期間残留するといつたとしても、五日間の間にはもう外に出てしまふということ、安全性を確保されるという観点から五日間の休業期間を設けておるわけでございします。先ほどお答えいたしましたように、さらにこれに対する不安を保持しておる向きもございしますので、五日間の休業期間をさらに延長するというものを、本法施行までの間に検討してまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 ニトロフラン系はそんなに危険はないと、こういうふうなことをなんだけれども、私の知つてゐる限りでは、東大の高橋正講師の発言で、「ニトロフラン多発性神経炎例の三分の二以上は、腎機能障害のあるものであつて、腎臓からのニトロフラン化合物の排泄が悪いために血中濃度が異常に高まることに關係してゐる」と考えられる状態との西独における研究例も示されてゐる、有害だと、こういうふうな言われております。このニトロフラン系添加物が飼料業界では野放しにされてゐるというところは、これは非常に危険じゃないでしょうか、さらにお伺ひします。

○政府委員(澤邊守君) 私どもは、現在のような規則をして使用すれば大丈夫であるという判断でやつておるわけでございしますが、諸外国の例も私どもなりに調べておるわけでございしますが、現在、主要な国で、四十八カ国で使用を認められておりますし、特に問題があるというような指摘については諸外国の文献でも、われわれの目につく限りございせんので、使用しておるわけでございします。が、国民的に非常に御関心があつて、食品の添加物として使用禁止した際に、えさについてもできるだけやめるようにというような意見が一部にございしました点を配慮いたしまして、休業期間を五日間新たに設ける、あるいは乳牛だとか採卵鶏等にはこれは一切使わせないというような規制をしておるわけでございします。今後なお学問の進歩ということがございしますので、そういう学問成果をも見た上で、専門家の御意見も伺つて、非常に危険であると、安全性について問題があるとい

うことがはっきりしますれば、もちろん全面的な禁止ということも必要かと思ひます。現段階におきましては先ほど申し上げましたように、休業期間をさらに延長するという方向でできるだけ使用量を縮小していくという方向で対処をしたいと考えております。

○原田立君 最後にしたいと思うのですが、農林大臣、いまも話したように、このような危険性の高いニトロフラン系を、残留性の動物実験の結果を見て全面禁止するかどうかを決めるのではなく、疑わしいものはまず禁止して、その後において再検討するのが農林省あるいは農林大臣のとるべき道であらうと、こう思ふんであります。国民本位の農政という立場でいけば、そうあるべきではないかと思ふが、農林大臣の所見はいかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私はこの点につきましては、先ほどから局長が申し述べましたように、いままでのところは残留性が低いというところになつておるわけでありまして、同時にまた、この使用につきましては非常に厳しい規制をいたしておるわけでありまして、これは国民の一部において非常に疑念があるということにかんがみまして、非常に厳しく規制をいたしておるわけでありまして、今後とも漸次これは縮小をしていくという基本的な考え方を持っておるわけでありまして、いまから新しい飼料添加物等につきましては疑わしいという場合にはもちろん、これを使用させないというところになるわけでありまして、今日までのこの段階においては、これを急激に禁止した場合非常に、他の病気が一過に蔓延するといふふうなことも考えられるわけでありまして、これはそういう、いま御指摘のような意見もあるわけでありまして、現実的には、現在までのところ、残留性が低いというわけでありまして、われわれとしては、漸次縮小の方向、そうして規制を厳しくする方向ということで対処していけば十分である、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○原田立君 委員長、もつと時間がはしいのですが、実は時間が足りなくて半分ぐらしかやつてないんです。また時間を、質問する時間をお与えいただきたいことをさらにお願いして私の質問を終わりたいと思ひます。

○理事(高橋雄之助君) また理事会で相談します。

○喜屋武眞榮君 ただいままで多くの皆さんからいろいろと御質問がございまして、私なるべく重複を避けたと思つております。しかし、やむを得ずあるいは重複する点もあらうかと思ひますので、その点ひとつよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

(理事高橋雄之助君退席、委員長着席)

今日の日本の政治の中でいろいろ重要な問題がいっぱい山積みしておると、こう思ふのであります。食糧問題とこの飼料の問題、これもまさに私は、最優先して解決しなければいけない重大な課題である、こう思つておる次第であります。そこで、この食糧の自給、あるいは飼料の自給ということと関連いたしましてお聞きしたいことは、第一は、わが国の年間飼料、年間の飼料の中で、一つは量にして幾ら、そして一つは金額にして幾ら、こういう二つの点から、さらに自給飼料と輸入飼料、この実情をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 飼料の全体での需給の規模、その中の輸入量等についてお尋ねでございますが、五十年度の推算、これはまだ始まつたばかりでございますので一応の推算でございします。で、そういう前提でお聞きいただきたいと思います。いま、TDN換算で二千七十九万トンの需給規模でございします。TDNといふものは可消化栄養分総量と言つておりますけれども、飼料には粗飼料、濃厚飼料等、各種のものが使われるわけでございしますが、それを統一的な、中身が違ひますので統一的な単位であらわすために可消化養分総量という単位を使つておりますが、それに換算をいたしまして二千七十九万トンでございします。

で、供給量のうち粗飼料が、まあ牧草、飼料作物等が五百五万トンでございます。それから濃厚飼料、配合飼料を中心とした濃厚飼料は一千五百七十四万トンでございます。そのうちで、一千五百七十四万トンのうちで輸入の濃厚飼料は一千九十六万トンでございます。いまのような数字になりますので、粗飼料の供給率は二四・三%、飼料全体の中での粗飼料の供給率は二四・三%ということになっております。

なお、飼料の自給率というものを粗飼料、濃厚飼料全部を総合してみますと、五十年度は四七・三%ぐらいと推定をいたしております。

で、えきの生産量、金額のことをちょっとお尋ねあつたと思ひます。一兆二千億、約一兆二千億でございます。これは濃厚飼料中心に、まあ配合飼料、その中でも、中心の流通しておるものだけの飼料の価額でございまして、自給飼料等は換算して入れてはおりません。

○畜屋武眞榮君 輸入飼料についてお尋ねします。が、詳しいことは別にいたしまして、主に輸入飼料はこの国から何を輸入しておられるか御説明願ひます。

○政府委員(澤邊守君) 四十九年度で見まして、先ほど午前中にもお答えした数字とそのまゝの、同じ数字でございまして、トウモロコシにつきましては、五百六十四万トンの輸入量のうち、総輸入量のうちアメリカから四百七十四万九千トンでございまして、八四・二%、それに次ぐのがタイからの七十五万八千トン、一三・四%でございまして、圧倒的にアメリカに対する依存率は高い。こゝ二年ほど非常に高くなつておりました。それ以前はまあ六割から七割の間というのが通常の年でございまして、次に、もう一つ大きな飼料原料でございまして、コウリヤン(豆)は二百八十五万五千トンで、そのうちでアメリカからは二百一十五万五千トン、五五・六%という数字になっておりました。これはトウモロコシほどアメリカに集中はいたしておりません。その他の国といたしましてはオーストラリアが七十三万九千トンで一九・四%、なおそ

の間にアルゼンチンが八十万七千トン、二二・二%ということもございまして、四十九年度のアメリカからの五五・六%は、トウモロコシと違ひまして、以前に比べてやや減つたことになっております。主要な原料につきましては以上でございまして。

○畜屋武眞榮君 それに関連いたしまして、輸入飼料をどこまで減らして、そして自給飼料をどこまで持つていこうとしておられるのか、その計画がございまして……そしてなお、このめども五年あるいは十年後の将来に対する見通しですね、その見通しを含めてひとつ計画がございまして承りたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 先の見通しでございまして、これは先般閣議決定をいたしました六十年度の長期見通しによつて御説明をさせていただきますけれども、先ほど申しましたTDNという一定の単位に換算をした数字でございまして、六十年度は二千九百八十八万トンが需給の全体の規模でございまして、先ほど五十年度の推算では二千七十九と申しましたが、それが二千九百八十九というところでございまして、そのうちで粗飼料につきましては、これは牧草なり飼料作物でございまして、五十年度は五百五万トンと申しましたが、これを九百二十七万トンというふうによやしたいというように考えております。これは九〇%以上の増加率になります。

なお、九〇%以上と申ししたのは、これは基準年次を四十七年にしておりますので、ただいま申し上げました五十年度の数字よりは四十七年はやや低くなつておりますので、基準年に比べますと一九五%ぐらいの増加率にしております。

なお、濃厚飼料につきましては、五十年度は一千五百七十四と申しましたが、六十年度は二千六十一万トンということで、濃厚飼料の供給量よりは自給飼料のといひますか、粗飼料の供給量をはるかに引き上げていく、増加の割合を高めておるといふことでございまして、これによりまして、大家畜を中心といたしまして粗飼料の給与率を高

る、それを通じて飼料全体での自給率を少しでも高めていきたいというふうに考えておるわけにございまして。そのためには草地の造成なり、あるいは既耕地への飼料作物の導入、あるいは野草の利用ということ、各般の施策を強化してまいる必要があるというふうにご考へております。

○畜屋武眞榮君 いまのお答え聞いておりますと……私の質問は輸入飼料をどこまで減らして、そして自給飼料をふやしていくという計画の基準をどこに持つておられるかということをお聞きしておるのです。そして、なお五年、十年後の将来の見通しを持つての計画がありましたら聞かしてもらいたい、こういうことです。ふやす話じやありません。輸入は減して自給を高めていくと、こういう方向への計画がどうなつていますかということなんです。

○政府委員(澤邊守君) いま六十年度の目標を申し上げましたが、これがいわば計画にかかわるべき見通しであるわけにございまして、全体の総量としてはそのように持つていきたい。それによりまして粗飼料の給与率は三三・一%、これは五十年度の推算で申し上げました二四・三%よりかなり引き上げるということになっておりますが、それらの数字をはじいております前提になる考え方といたしましては、大家畜につきましてはできるだけ粗飼料の給与率を高めていく、個々の家畜ごとに、ということ、これは四十七年にはたとえ乳用牛で申し上げますと、粗飼料の給与率は飼料全体の中で五七%でございました。これを七五%ぐらひまで高めたい。それから繁殖牛、肉牛のうちの繁殖牛ですが、これは七五%が基準年次四十七年度の粗飼料の給与率でございまして、これを九〇%まで高めたい。それから肉用牛につきましては、どうして濃厚飼料をかなり使ひますので、かなり低い数字でございまして、現在、和牛、乳用雄牛を含めまして肥育牛は二〇%程度の粗飼料の給与率で、八〇%は濃厚飼料に依存しているという形でございまして、これを三五ないし四〇%まで高めたいというのが基礎にありまして、それ

からまた現実の国内の生産の可能性等も考えまして、先ほど申し上げましたように総量として粗飼料は九百二十七万トンで三三・一%ぐらひの粗飼料の割合というところを計画といひますか、見通しといひますか、に置いて施策をすることにしておるわけでありまして。

○畜屋武眞榮君 申し上げるまでもなくわが国の畜産の現状及び将来を考えましたときに、過去においてこの飼料問題が非常に日本の畜産に影響しておる。振、不振を決めておるものがこの飼料問題だと。しかも輸入飼料が日本の畜産の盛衰を決定してきた。そして、この肉類の増加が肥料、農具高に比例してはね上がったというこの厳しい実情を思ひますときに、私は、まあ安全性ももちろんであります。この量の面からの自給体制を強化していかねばいけない、こういう意味でいまお聞きしたわけでありまして。

次に、五十年年度予算に、先ほどちょっと聞き漏らしましたが、農林水産技術會議のこの総予算が一億二千八百万とおっしゃいましたか、ちよつとお聞きしたいと思ひますが、さうですね。

○政府委員(小山義夫君) いまの御質問は、私どもの方で新しう計上しました微生物たん白についての子算のことであると思ひますけれども、施設費全部含めまして一億四千四百万でございまして、その内容の御説明を申し上げますと、その研究の内容は柱が二本立つておりました。一つは、豚とか鶏とかのようにな濃厚度のたん白質飼料が必要でありますものについて、この飼料を安定的に供給をする方法の一つの手段として農林水産廃棄物を利用いたしまして、これをえきにして繁殖をする微生物の、その微生物の体内に持つておりますたん白質をえきに利用して、そのための技術を開発する。具体的にはいろいろなミカンのジュースであるとかあるいは農林水産物の廃棄物、さらし水等に含まれておりますそういう成分を活用していくというねらいでございまして、それが一つの柱でございまして。

もう一つは、問題になっております安全性を確

保するために、この種のものの安全性を評価する基準を確立していこうという内容のものでございます。で、それについていろいろな研究課題の中に含まれておりますけれども、たとえばその用います微生物の中に病原性のものがあつてはいけないということ、それを検査する方法だとか、あるいは製造工程において微生物はわりと変異しやすい性質を持っております。それの変異の有無を識別する方法でありますとか、あるいは毒性を検査する方法、さらにまた未知のものを、いろいろな有害成分があるといけませんので、そういうものを全部ひくくめまして累代試験をやる。その当代世代の鶏なら鶏に、どんな害があるか、その鶏の体内にどういった毒性が残されていくかということだけではなくて、次世代あるいは第三世代、四世代にわたって有害成分あるいは物質が残されないか、あるいは催奇性がないかどうかというふうなことを検査する累代試験法を確立するというふうな、いわゆる安全性確立のための手法というのが第二の柱。その二本の柱を中心にして研究内容を組んでおるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 石油たん白の話が出ましたが、その石油たん白に対する諸外国の状態はどうでしょうか。そして、政府としてのそれに対する態度はどう持っておられますか。

○政府委員(小山義夫君) まず、外国の研究の問題と企業化の問題と、二つあるわけでございますけれども、研究面につきましては、主な国はほとんどこれに手をつけております。たとえば米国でございまして、マサチューセッツ工業大学を初めといたしまして、ペンシルバニア大学でありますとか、あるいは米国の国立の農務省の研究所でございまして、それぞれ手をつけております。大部分は、いわゆる石油たん白と書かれておりますノルマルパラフィン、あるいはメタノールをえさにして微生物を増殖させる、その微生物のたん白質を利用する。こういういわゆる日本で言われております石油たん白についての研究がほとんどでございまして、一部ロシアナ大学等におきまして

は、セルロースの廃棄物でありますとか、あるいは国立の農務省の研究所では、家畜排泄物の、今度私どもが新しい試験研究でやろうとしておりますのと同じような研究に手をつけておるところがございまして。しかし、大部分はいわゆる石油たん白でございまして。それから、イギリスでもやはりメタン、メタノール系統が中心でありますけれども、エジンバラ大学を初めといたしまして、それぞれ各大学で同様の研究を行っております。フランス、オランダ、西ドイツも同様でございまして、微生物を専門にやっております専門の研究所で、いわゆるノルマルパラフィンでございまして、から、いわゆる石油たん白の研究を行っております。その他スイス、スウェーデン等、各国同様でございまして。

それから、企業化につきましては、これは、それほど進んでおりませんで、初めてこのいわゆる石油たん白に手をつけたイギリスのプリティッシュ・ペトリウムという会社がございまして、そこでは比較的早くから企業化を進めておりまして、数量はそれほど大きなものではありませんけれども、なおこの安全性の問題につきましては、中立的な研究機関で検定をしてもらうというふうな趣旨で、オランダの研究機関にその安全性の研究を委託しておるというふうな聞いております。それから、主なものとしては、そのほかフランスではやはり企業化を進めておる。その他若干の国がございまして、生産数量としては、年間それほど膨大な数量ではございません。

○喜屋武眞榮君 政府の態度はどうでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 石油たん白につきましては、外国の例はいま局長から申し上げましたとおりであります。これは新しい飼料でございまして、現行法において、これの販売に対する有効な規制措置はないわけでありまして、改正法におきましては、第二条の六を適用することにより、その販売の禁止をし得るものとしておるところである。しかしながら、現段階におきましては、一

部企業がわが国においても研究を行つておるもの、石油たん白の飼料としての経済性、社会的評価から、これを直ちに企業化することはあり得ないとの判断をしております。農林省としても、石油たん白の飼料化については、国民の一部に飼料化を認めてはならないことなどの事情から、石油たん白の飼料化は当面不適当と考えております。すでに私は何回も国会で申し述べたとおり、その安全性が確保され、かつ国民的な合意が得られない限りは、飼料化は認めないという方針でございまして。

○喜屋武眞榮君 そうすると、外国では研究が十分尽くされて、安全性の上からも問題はない。こういうことで問題にしていけないというふうに捉えていいのですか。それと、わが国の場合には、いま国民的な合意と、それから自信ある結論がまだ出ておらないと、こういう立場でございまして、申し上げましたように、非常に広範にいわゆる石油たん白の研究が行われておりまして、それから企業化につきましては、英国を初めとして生産をされておりますのは、私どもの手元に持つております資料では、大体年間数千トンから数万トン程度の幅の中でございまして。これについては、先ほど申し上げましたように、英国で開発をいたしておられますけれども、オランダの研究機関で安全性の確認がなされておるというふうな聞いております。それからなお国際会議その他では、これの安全性の評価の方法について、一応の現段階での基準がございまして、いまのところ、学者の間での特別に石油たん白についてこういう点が本質的に危険だというふうな研究結果は私どもは聞いておりません。ただ、実際に製造する過程で、いろいろの有害物質が混入をしたり、あるいは微生物のことでございまして、変異があつた場合に、有毒な微生物の方に変異することが考えられる、そういうものをどうやってチェックするかというふうな、製造管理等の面については十分な配慮を

しなければいけないというふうなことが言われております。

それからなお、わが国でも以前に石油たん白が問題になりましたときに、各企業のデータだけで判断するのはよくないじゃないか、という御批判がありまして、国の研究機関でもこれは必ずからチェックをしてみろというふうな御要望がありまして、私どもの農林省の研究機関を中心として、各県の研究機関に若干御協力を願つて、鶏について六代にわたって、約五千六百羽の鶏を使いまして六代にわたって、いわゆる石油たん白を一五%混ぜたえさを食べさせて検査をしたことがございまして。それにつきましては、その結果は体重だとか、ふ化率だとか、産卵率、生存率等について、普通の一般の、市販の配合飼料に比べて全く差異がございまして。それからまた、問題にされております催奇性発がん物質、具体的には三・四・ベンツピレンを初めとして二、三の発がん性を持たれていられるといわれている物質についての残留の度合いを分析をいたしたいたしけれども、その限りにおいては全く検出されておられません。しかしながら、先ほどから大臣も申し上げておりますように、この問題については、非常に国民の皆さん方も心配をし、不安を持っておられる問題でありますので、念には念を入れて、さらに、十分安全性を確認した上でない、企業化に踏み切るべきではないというふうな点については、私ども研究陣営も意見は一致しております。

○喜屋武眞榮君 この問題は、外国は外国で結構ですが、どうかわが国においては、いまおっしゃるよう、本当に合意と、また合意を裏づける自信のある結果が出ない限り、あまいな状態の中でこれをやらせたいと大変なことになりますので、どうぞ慎重を期していただきたい、こう思います。

次に、第二条に「この法律において「家畜等」とは、家畜、家さん、その他の動物で政令で定めるものをいう。」「この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。」と、この定義が打ち出されております。

すが、「政令で定めるもの」という内容はどんなものでしょうか、政令の内容。

○政府委員(澤邊守君) 今回の法律改正によりまして、従来の栄養成分の確保という面だけではなく、むしろ安全性という面が非常に強い規制が及びますので、したがって、対象家畜もはっきり決めて、政令で定めるところとしておるわけでございますが、当面予定しております指定畜種は牛、豚、鶏、それからウズラ、ミツバチ、それから養殖魚類というものを考えております。もちろんこれは固定すべきものじゃございませんので、今後必要に応じて追加を指定をしていくということも当然必要だと考えております。

○喜屋武眞榮君 それでは「飼料」とは、「という飼料の内容は……」

○政府委員(澤邊守君) ここで「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。ということ、これは家畜の栄養に供される物は全部という意味でございます。これは従来の法律では、この飼料を指定をして限定をしておりましたが、今回はすべての飼料をこの法律の対象にしていく、こういうことでございます。

○喜屋武眞榮君 そこで大要素な質問でございますが、配合飼料、配合飼料、混合飼料というものがよく出ますね。それは内容的にどう違うんですか。

○説明員(金田辰夫君) 混合飼料は、主としてトウモロコシまたは穀物をベースにしまして、それに魚粉、その他を単純に加工したものでございまして、したがって、原料が二種類ないし三種類でございます。配合飼料は、これに比べて、家畜の種類によりまして、非常に栄養成分のバランスをとりました多様な原料を組み合わせた飼料になっております。したがって、原料の種類が非常に多様になるというところが一つの違いでございます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、いまの説明の中から、この疑問を持ちますのは、今日のこの水産業ですか、これはとる漁業から育てる漁業だと。

こういう新しい言葉がよく出てくるのであります。その養殖漁業との関連において、この飼料問題をどう取り扱われるんでしょうか。養殖漁業との関連でございませう。

○政府委員(澤邊守君) これは後ほど水産庁の方もお答えになるかと思いますが、先ほど申しましたように、従来は家畜の飼料だけを本法の規制の対象にしておりましたけれども、最近の実態から見まして、養殖漁業において各種の人工の飼料を使っておりますので、それらの安全性の観点と、それから飼料の栄養的な効果と、品質の保全の問題等の観点から新たに本法の対象にしていこうという考えで、先ほど申しましたように二条の第一項の政令では養殖魚類というものを当初から指定をしてまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(兵藤節郎君) 現在、養殖が行われている主な種類は、ウナギ、コイとマス、アユ、ハマチ、タイ、それからクルマエビ等でございます。で、さしあたって、いま畜産局長が話されましたように、改令によって養殖水産動物というものがこの法律の施行と同時に指定される、こういうふうになっておるわけでございます。しかし、今後、先生御指摘のように、養殖漁業というものはより盛んになっていく、したがって、魚の種類も多くなっていく。こういうことでございまして、その養殖漁業の生産の発展の度合いに応じて、その種類等もふやしていく、こういったような考え方を持っておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 結構であります。沖縄でも非常に、特に最近養殖と申しますかね、ウナギ、それからエビの養殖ですね、それからコイ、そういうたいわゆる養殖漁業が非常に盛んになりつつある、本土でもそうでありまして、そうすると、それに対する飼料との結びつきにおいてまだ十分に考えられておらぬと、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(兵藤節郎君) 現在のところは、まあ基づくべき法律もないというところからしまして、徹底した養殖魚類に対するところの飼料に対する品質管理なり、あるいは安全問題について指導が十分行われていないという点は確かでございますが、今回の法律が成立した時点におきましては、早速そういった問題につきまして直ちに実施していく、こういうような考えでございます。先生御承知のように沖縄県ではいまウナギが盛んのようにございまして、これは私の手元には生産量として四十八年でございまして、三百八十五トンというような数字になっておりますが、だんだんと伸びていくと、こういうようなことが言われております。

そこで、私もいたしましては、この飼料の、養殖魚飼料の安全性の確保と、それから品質の保持、こういう見地からいたしまして、まず第一に安全性の見地からしまして飼料及び飼料添加物の基準、規格の設定につきましては、畜産飼料の場合と同じように考えておまして、この場合に抗菌性物質についての飼料添加物としての使用は認めないという方向で対処してまいりたいと考えております。

それから第二に公定規格でございますが、これは人工配合飼料の使用度の高い淡水魚の魚種、これはウナギ、コイ、ニジマス、アユ、これでございますが、これらの成魚用の飼料の主成分につきまして、本法施行と同時に成分規格を定めてまいり、その他の魚種につきましては漸次定めてまいり、と、こういうような方針をとっておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 事実は先行しておりますので、どうか後手を、余りにもおそくなりませんように、ひとつ対処して、これからすべて、もうとうに事実は進行しておるわけですから、そのようにひとつ実践に移していただきたいと思っております。

次に、もう一つ気になりますのは愛玩動物ですね、愛玩動物。それから実験動物に対するこの飼料との関係はどうなりますか。

○政府委員(澤邊守君) 実験動物ないし愛玩動物について対象にすべきだという御意見も一部にあり、われわれも途中で十分検討いたしております。

もちろん、これは政令で指定すればできるわけでございますので、本法改正法によってできないということじゃございませんが、先ほど申しましたように、さしあたる指定の畜種は先ほど申し上げたようなことを予定しておりますが、これは今回安全性の見地が加わりまして、かなり強い権利制限をするわけでございまして、飼料の製造業者なり使用者に対して、ということになりますと、愛玩動物あるいは実験動物について、そこまで国民の権利を強くしるような規制措置を現段階にやるべきかどうかという点について、若干なお検討すべき点がございまして、改正案施行と同時にやる考えはありますので、改正案施行と同時期の問題としては検討すべき問題が残っております。

○喜屋武眞榮君 これも一緒に、ひとつ十分配慮してもらいたいように要望しておきます。

次に、先ほど休養期間の話がございましたね。添加物などの抗生物質の使用、五日の話も出ましたが、その五日のお話と関連して、できるだけもつと延ばすようにしたい、こういうことでありまして、たね。そこでお願いしますが、その五日という根拠はどこにあるんですか、何にあるんですか。

○説明員(金田辰夫君) 初めに、抗生物質でございますが、抗生物質につきましては、畜産試験場それから日本科学飼料協会その他の実験によりまして、約二日程度で完全に現在使用程度の抗生物質が体外に排出されるというデータがございまして、それからフラゾリドンでございますが、これにつきましてはいろいろなデータがございまして、特にアイソトープその他を使いましたデータによりまして、やはり四十八時間程度で体外に排出されるということでございます。その程度の休養期間を設ければ人体の変異という問題は生じないんじゃないかということでございます。

○喜屋武眞榮君 いまの点はわかりましたが、そうしますと、動物に、家畜に抗生物質を使用する目的は何ですか。

○政府委員(澤邊守君) 抗生物質を初めとしたし

に使用する場合でも問題になりつつあるわけなんです。だから、ぜひひとつ飼料として家畜にそれを使用なさる場合にも、十分その点配慮して今後検討してもらわないと、ただ、太らせればいい、成長を促進すればいい、発育をと。こういうことでは、また、とんでもない結果になるんじゃないかと、こう懸念されます。その点、ひとつ、配慮してもらいたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 飼料添加物、特に抗生物質等の抗菌性製剤物質につきましては、先ほど申しましたような目的で使われておりますが、その意味では非常に有用でございますけれども、使用の適正を失しますと、人体に悪影響を及ぼす、あるいは家畜に被害を及ぼすというマイナスのみの面が大きくあらわれます。そういう点につきましては、われわれといたしまして、これは慎重を期して、なるべく使わなくて済むようにという方向で検討すべきものだというふうに考えています。その一つといたしまして、最近のように大量大群飼育と、しかもケージ養鶏とか、あるいはああいう非常に狭いところに多頭羽と一緒に飼うというような飼育環境が非常に、ある意味では人工的にコントロールされて、家畜の自然のままからすれば悪くなっているという問題がありますが、したがって、一たん病気が出ますと、非常に蔓延するという点からいままのような添加物として広く使われているわけでございますけれども、御指摘のようになりますと、それを摂取する人体の健康に影響があるとか、あるいは先ほどもお答えしましたように、耐性菌が出現をするということになりますと、人間にその抗生物質が効かなくなる。人畜共通の抗生物質の場合はそのようなおそれもあり、現に学者にそのような不安を指摘する方も多いわけでございます。そういう点を考えまして、飼養環境を改善することによりまして、これは衛生的な環境にするということによりまして、そのようなものものにくる。しかし、それは言いながら、幾ら環境を改

善いたましても、セロというわけにはまいりませんが、できるだけ使わない方向で、必要最小限に圧縮する方向で検討をして整備をしてまいりたい。これは本法施行の一年間の余裕がございますので、その間に審議会にも諮った上で十分検討を、もっと見直した上で検討を加えて、縮小してまいるといふようにしたいと考えます。

○喜屋武眞榮君 いまのと関連がありますが、厚生省、肉、卵の検査はどうなっておりますか。

○説明員(岡部祥治君) 食用に供します家畜につきましては、先生御承知のとおり、と畜場法に基づきまして生体検査、解体検査等をやりますので、これが食用に供して適当かどうか、それぞれの疾病の状況、あるいは内臓の所見等を見まして、これを検査しておるわけでございます。さらに一般の、ただいま御指摘になりました卵でございますとか、牛乳等につきましても、一般の食品の中でも特にこういう動物性食品につきましては、その監視、指導、あるいは取去検査等を厳重にやっておりますとございます。

○喜屋武眞榮君 次に、二条の六に関連しますか、新飼料で事故が起こった場合に、発生した場合に、膨大な損失が予想されるわけだが、その損失の負担はだれが負担するのか、どかが負担するのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 有害でない旨の確証がないものは認めないということでございますので、事前に、そのような事故の発生を防止するということがまず先決であるわけでございます。その意味で二条の二に基づきます規格、基準を厳正に定めて施行、実行したいというふうに考えてはおりますが、万が一にも御指摘のような事態が発生した場合は、その事故について国に責任がある場合には国家賠償法によって賠償することもあり得ましようし、国の責任ではなくして企業に責任があるというときには、民法によります通常の損害賠償責任を企業が負う。こういうことになるわけでございますが、それを国にあるのか、企業にあるのか、あるいはないのかということとは、ケース・

二九

も。ですから、万全を期するために今後ともそういう点についてはよりひとつ強化をしていく方針で努力をしてまいりたいと思います。

○委員長(佐藤隆君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和五十年七月四日印刷

昭和五十年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P